

第2章 景観計画

1. 景観計画の区域

(景観法第8条 第2項 第1号関連)

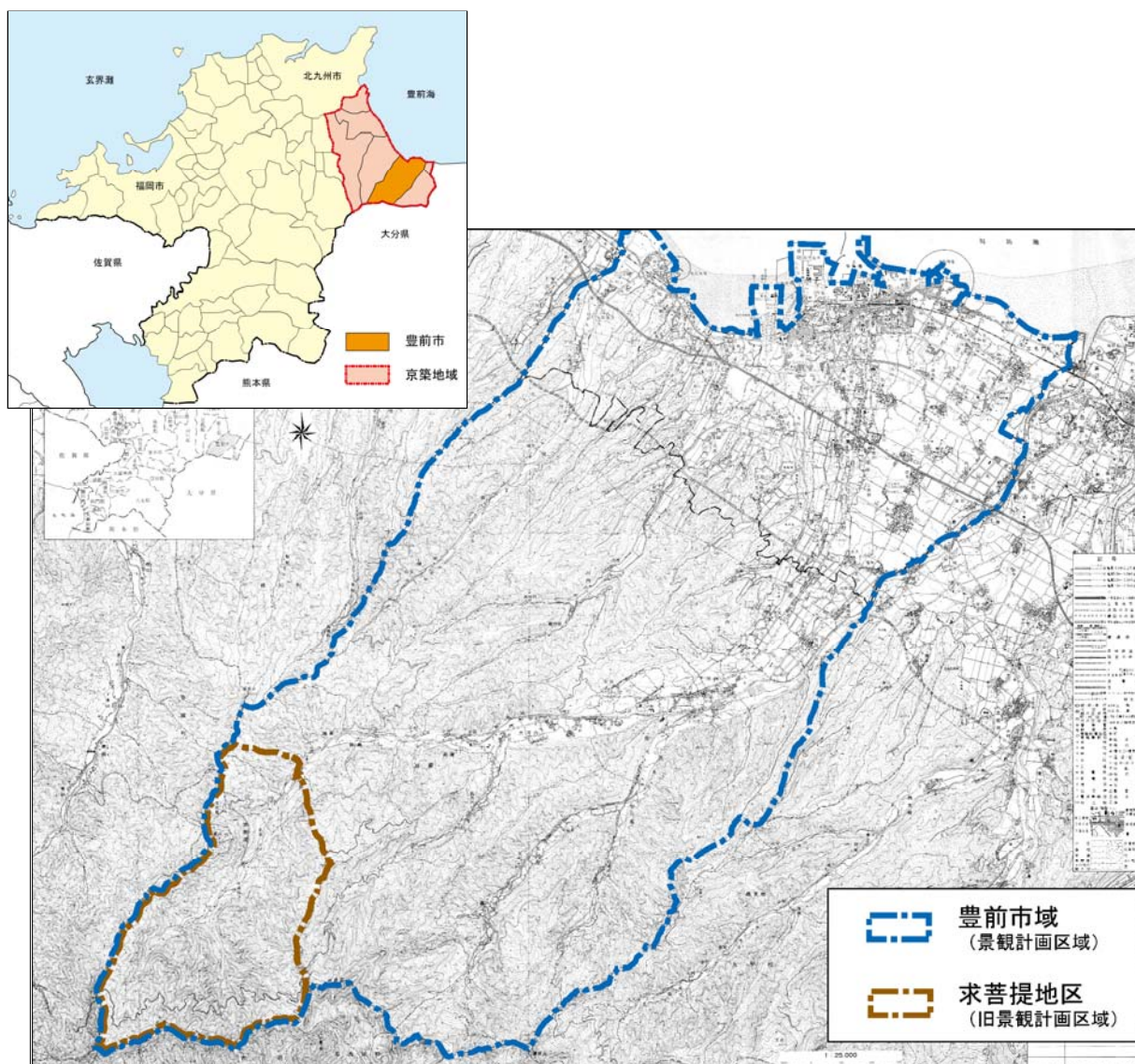
(1) 景観計画区域

景観計画区域の設定に当たっては、良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行う上で、必要かつ十分な区域を設定することとされています。

本市の景観は、地域ごとに多様な姿を見せており、また、魅力ある景観資源が市内の随所に存在しています。そして、これらの多様な景観が一体となって豊前市の個性豊かな景観を形成しています。これらはすべて、大切に守り育てていくべき景観です

このことを踏まえ、豊前市景観計画においては、地域の個性を生かしながら、一体的かつ整合のとれた景観行政を進めるため、市全域を景観計画区域とします。

■ 景観計画区域



(2) 景観形成重点地区

①指定方針

景観計画の区域のうち、豊前市の景観を守り育てていく上で重要な地区を景観形成重点地区として指定し、重点的に良好な景観形成に向けた取組みを推進します。

景観形成重点地区は、以下のような良好な景観を形成する上で特に重要な地区の中から選定し、指定します。

- 市民が愛着と誇りを持っており、本市の景観の骨格を形成する地区
- 歴史や風土に根ざした良好な景観が継承されている地区
- 広域性、連続性を保つ必要がある良好な景観を形成している地区
- 豊前市の個性ある景観として特に景観の保全・形成をすべき地区
- 本市の顔づくりを進める地区
- 新たな景観の創出を図る必要がある地区
- その他、本市の景観特性を引き立てる地区

景観形成重点地区の指定にあたっては、地区の景観の現況調査やあるべき姿の検討を行い地区の選定を行うとともに、当該地区に居住する市民や地権者等の自発的・積極的な景観形成への取組みが継続的に行なわれる必要があることから、関係者の意向を十分に把握し、関係者と協議の上、地区の指定を行っていくこととします。

②景観形成重点地区における景観形成の方針と基準

景観形成重点地区では、当該区域独自の「良好な景観の保全・形成に関する方針」および「景観形成基準」を定め、届出制度や景観協定などの法の諸制度の活用、あるいは景観地区や地区計画などの都市計画法の諸制度の活用や、公共による重点的な景観整備などにより、重点的に景観形成の取組みを進めていきます。

③景観形成重点地区の指定

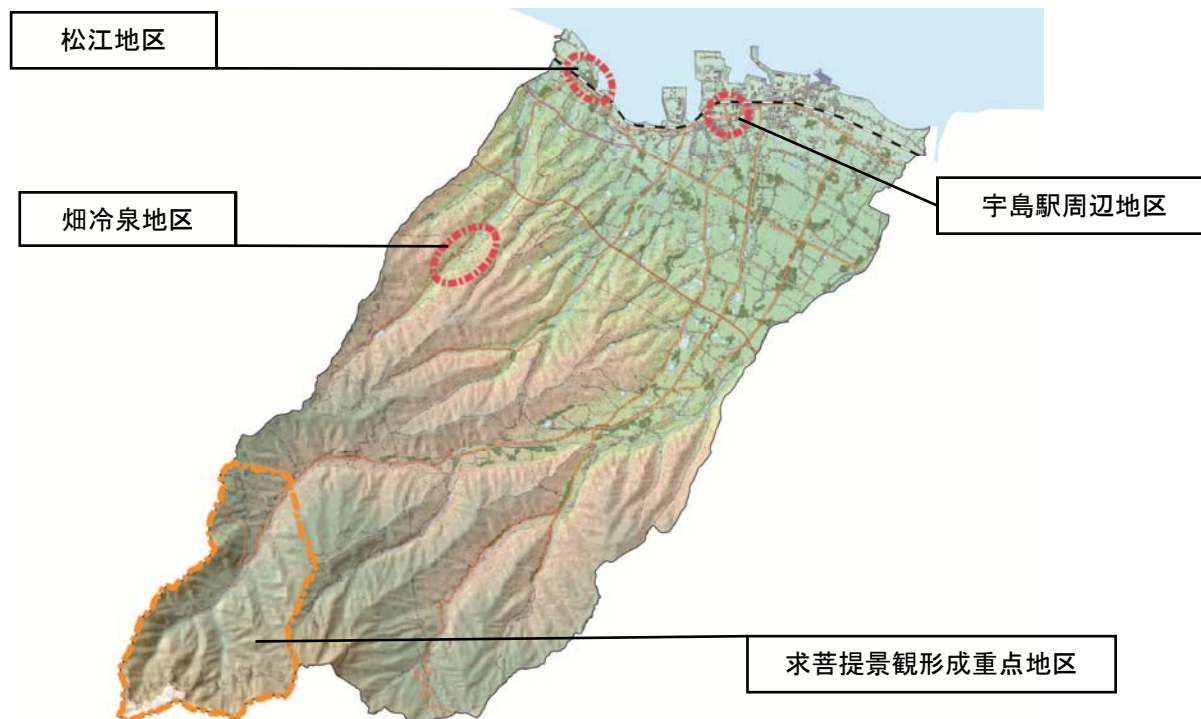
平成21年に策定した豊前市景観計画における「景観計画の区域」である求菩提地区を本改訂計画における景観形成重点地区として指定します。

【指定済み】 ●求菩提景観形成重点地区

また、指定方針に基づき、次に掲げる地区を候補として、今後指定を検討します。

【候補地区】 ●畑冷泉地区
●松江地区
●宇島駅周辺地区

■景観形成重点地区位置図（求菩提景観形成重点地区、候補地区）



■景観形成重点地区・候補地区・その他の地区の概要

区分	地区	概況及び改善提案
求菩提景観形成重点地区		住民の高齢化が進む中、景観保全の対象となっていることと住民の生活との両立、地域への還元が必要である。季節感のある花や木の植栽、広域的な集客のできる整備やイベントなどの検討が必要である。
候補地区	畑冷泉地区	良好な景観が残されており、景観形成重点地区の候補地としてふさわしい。文化財的な観点からの対策や耕作放棄地対策、外から客を呼び込めるソフト施策などが必要である。
	松江地区	旧中津街道の落ち着いた景観があり、景観形成重点地区の候補地としてふさわしい。JR 松江駅を海に見える駅として楽しく演出する、区域の景観のつながりをアピールするなどの駅周辺の整備が期待される。
	宇島駅周辺地区	空き地・空き家がありさびしい。ゼロからのスタートができる場所であり、人を立ち止まらせるまちづくりが必要である。電車に見える公園の活用やイベント等での活性化が期待される。
その他の地区	宇島地区	以前は風情のある地区であったが、現在の景観形成対象は漁港のみである。一粒カキ等の海産物直売所や船溜りを生かした公園化など人の集まる整備や、狭い道の整備などが期待される。
	八屋地区	旧街道沿いは保全の対象が少なく、地域住民の意思形成が難しいと考えられる。豊前市の原風景を感じさせる海沿いの景観のていねいな整備や緑化、遊歩道の整備などが必要と考えられる。
	青豊地区	新しい地区であり、現状においてとくに問題は無い。新興住宅地として文教地区にふさわしい景観形成が期待され、歩道の緑の確保、住宅立地促進などが必要である。住民の動きがあれば支援が必要である。
	インターチェンジ周辺地区	まだ乱開発されていないため規制が必要であるが、高速道路からの玄関口として観光客を誘導するガイドとなるような看板設置を認めるなどのメリハリのある規制、街路樹の整備などが必要である。

注) 各景観形成重点地区・候補地区の概況及び改善提案については、豊前市景観形成審議会委員の意見を参考にして取りまとめた。その他の地区は、検討の候補としてあげた参考地区である。

2. 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条 第2項 第2号)

(1) 景観形成の目標

豊前市の景観づくりの基本的な考え方として、第4次豊前市総合計画に示された豊前市の将来像「人が元気！まちが輝く！豊前から未来への風が吹く」を踏まえ、景観づくりのテーマと目標を下記のとおり設定します。

景観づくりのテーマ 「自然と人の営みが育む、歴史と文化の景観づくり」

目標1 山と海の大地形に抱かれた 自然の豊かさが感じられる景観づくり

山並み、谷筋、丘陵、平野、海といった大地形によって形づくられている豊前市の景観は、人々の原風景として親しまれており、犬ヶ岳などの山々を源流とした岩岳川などの清流や数多くのため池が点在し、地域固有の貴重な生態系を有する自然景観を形づくっています。この自然豊かな大地形の景観を守り育てていくことが、地域固有の景観づくりには欠かせません。

大地形を望む眺望景観を豊前市の象徴的な景観として位置づけ、守り育てていくこと、さらには緑豊かな自然環境を守り、維持していくことで、自然景観を未来へ引き継いでいきます。

目標2 人々の営みが支える 活力あるなりわいの景観づくり

豊前市では、古代より大自然の恩恵を受けながら、農林業や漁業などが人々の営みにより育まれてきました。平野の田園や谷筋の斜面地に築かれた棚田などは、個性豊かななりわいの景観として残っています。また、人々の暮らしの場としての集落と一体となって、文化的な価値の高い景観を形成しています。

これまで培われてきた地域の営みを今日に伝えるこのようななりわいの景観は、未来へ向けても貴重なものとして大切にしなければなりません。人々の営みを伝えるなりわいの景観を守り育てます。

目標3 修験道と八幡信仰の歴史を伝える 文化の景観づくり

豊前市には、修験道の中心となった求菩提山や宇佐神宮との関係が深い神社など、貴重な文化財が多くあります。また、現在でも市内に数多く伝わる神楽に代表される祭礼は、地域の歴史を今に伝える文化的な景観です。

このような地域の中で培われてきた歴史景観を守り、その価値を未来へ伝えていきます。

目標4 交流の歴史が息づく みちの景観づくり

豊前市には、古代の勅使街道、近世の中津街道、近代の港や鉄道など、ヒト・モノの交流によって栄えてきた歴史があります。このような歴史が育んだ地域固有の景観があり、街道筋や海辺に垣間見ることができます。また、近年整備された道路沿いでは、新しい街並み景観が作られてきています。

歴史的な道筋景観や港の景観を守り育てるとともに、市街地内の良好な沿道景観を創っていき、新たな交流が生まれるまちづくりを行っていきます。

目標5 未来につなぐ 輝きのある都市景観づくり

豊前市では、市街地の整備など、新しい都市づくりを進めています。また、今後東九州自動車道の開通など、地域が変わっていく可能性を秘めています。

このようなまちの変化を適切に誘導するとともに、計画的に新しい街並みを作っていくことで、美しく魅力のある住みたくなるまちづくりを行っていきます。

(2) 景観形成の基本方針

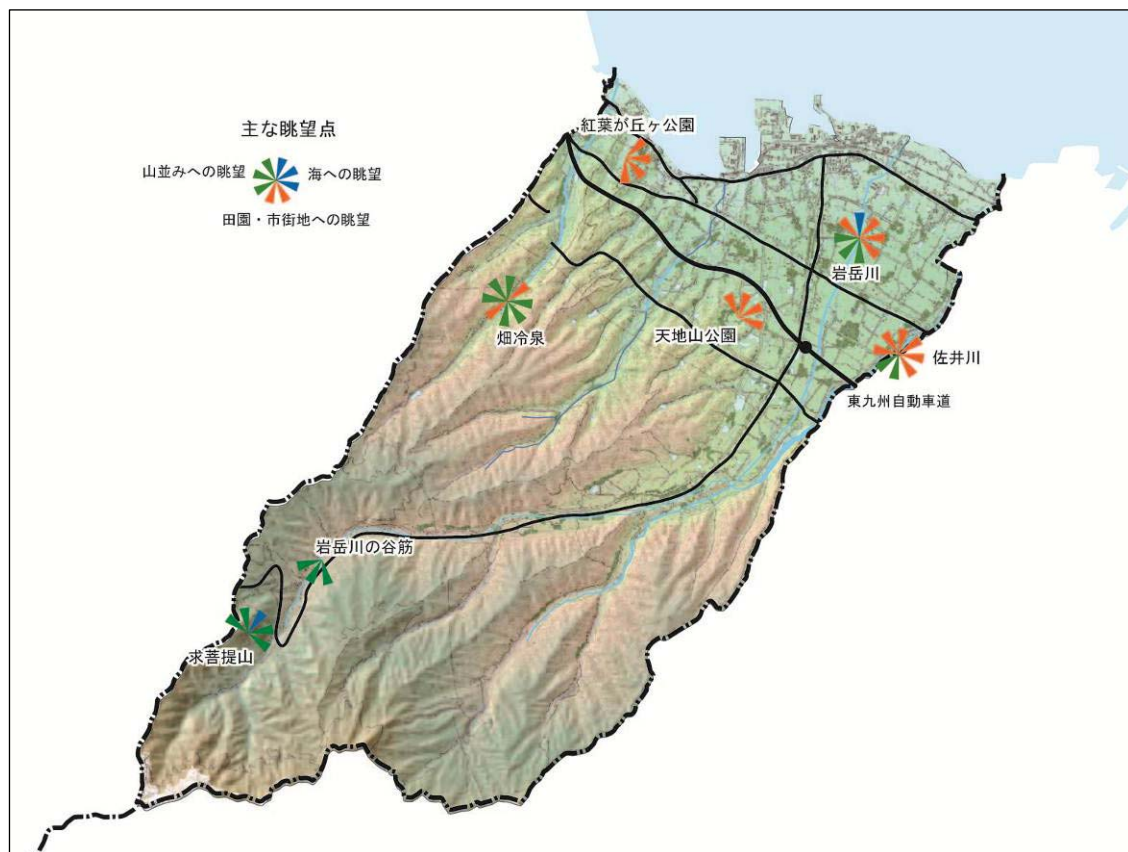
景観形成の目標を実現するために、景観形成の基本方針を以下のように設定し、今後、この基本方針のもとに、豊前市の景観づくりを進めていきます。

方針1 広がりを感じられる眺望景観を守り育てます

天地山公園などから田園越しに豊前海を見下ろす景観、岩岳川などの谷筋沿いから山並みを見上げる景観等、大自然とのつながりから生まれるダイナミックな眺望景観があります。眺望景観は、それを見ることのできる場所、つまり視点場と周辺の環境条件が整って、初めて素晴らしい景観として眺めることができます。

地域住民やまちづくり団体等と協働して山々の豊かな緑が創り出す山地景観、広がりある平野の景観、海辺の景観など視点場からの景観を、絵になる眺望景観として守り育てます。

■ 広がりを感じられる眺望景観



方針2 多様な生態系を育む豊かな自然景観を守り育てます

豊前市の山々には、ツクシシヤクナゲなどの群生が残り、山から流れ出る清流には、カジカガエルやホタル等の多様な動植物が生息しています。これらの多様な生態系が京築地域の自然景観を彩っています。

豊かな生態系に支えられた自然景観を守り、後世に引き継いでいくために、周辺環境と調和する景観づくりや川と水辺の環境の保全に取り組みます。

■多様な生態系を育む豊かな自然景観



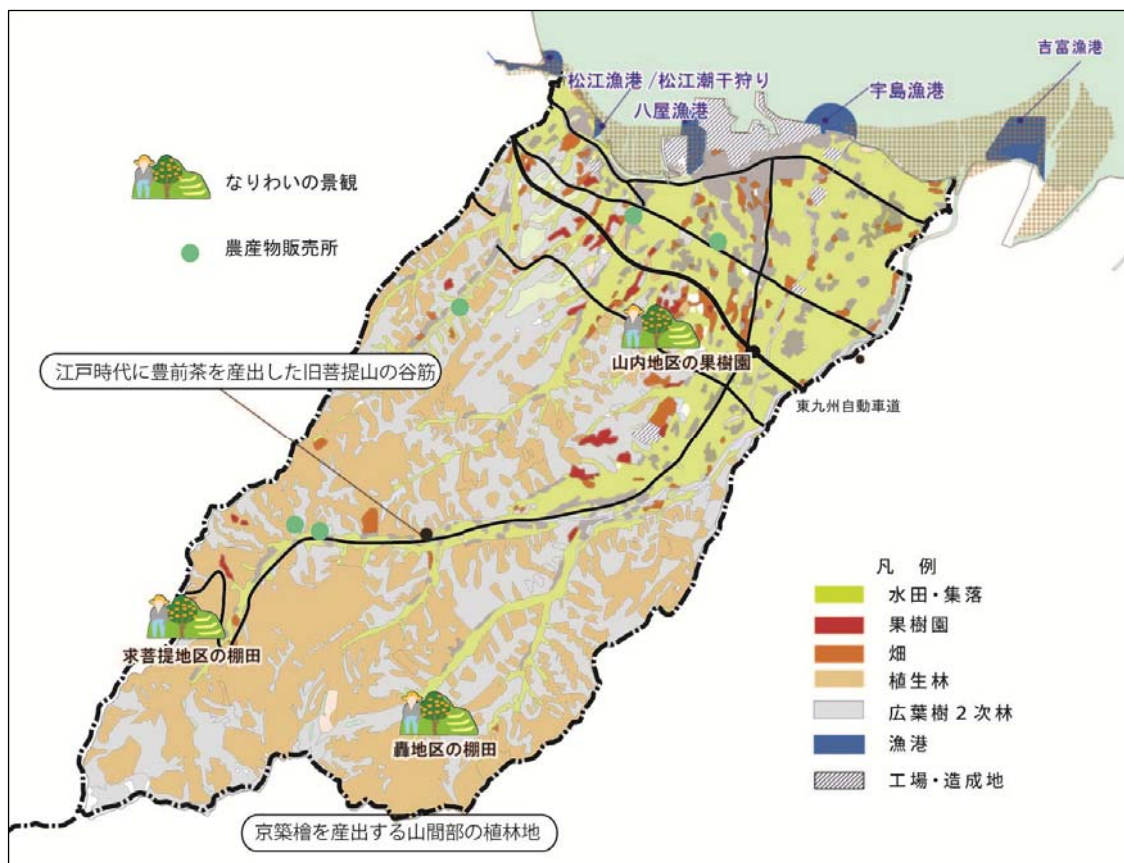
方針3 豊かな恵みがもたらすなりわいの景観を守り育てます

豊前市には、山の森林、谷あいの棚田、丘陵地帯の果樹園、ため池の点在する平野の田園、豊前海の養殖漁場等、地域独自の海の幸山の幸を育んできたなりわいの景観が広がっています。

なりわいの景観は、谷筋一面に広がる初夏の田園、果樹が実をつける秋の丘陵、朝日が昇る豊前海に浮かぶ漁船のシルエット等、四季や時間の移ろいにより多彩な景観を生み出しています。

人々の暮らしが形づくるなりわいの景観を、担い手の育成や地域住民やNPO等との連携による棚田の保全再生や耕作放棄地の活用、特産品のブランド化等により、守り育てます。

■豊かな恵みがもたらすなりわいの景観

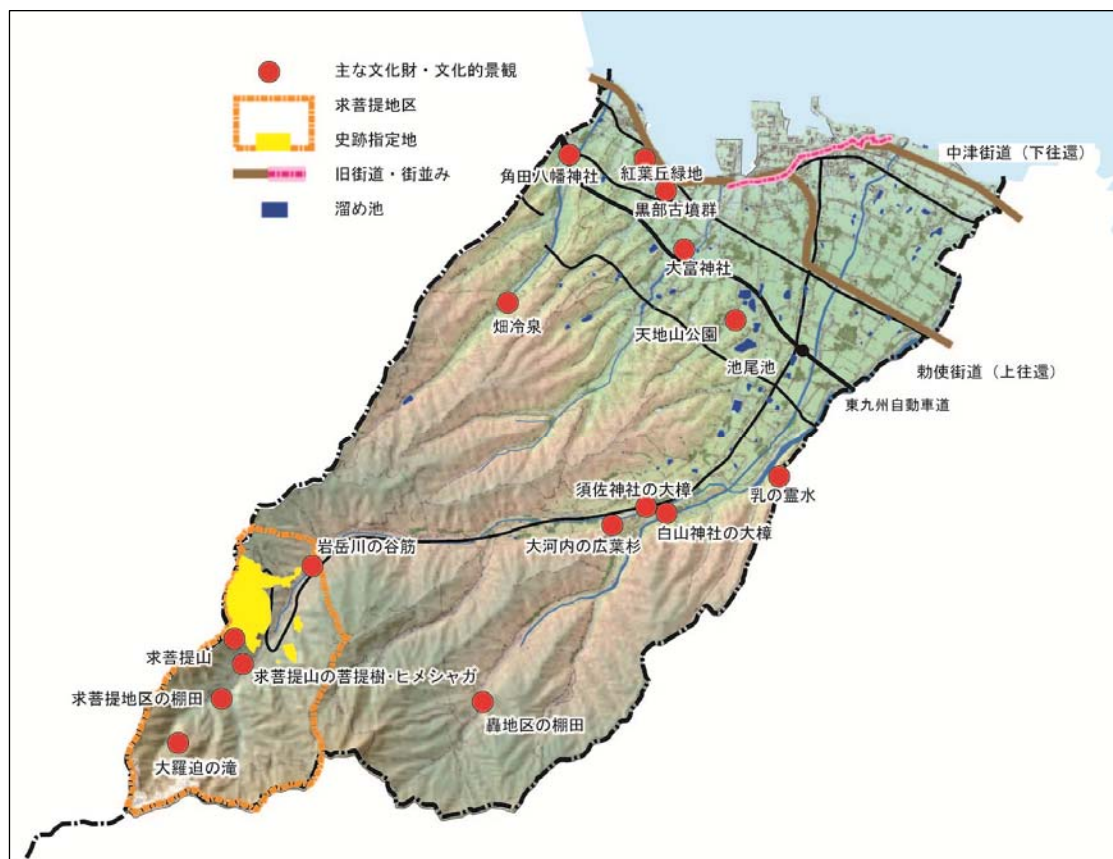


方針4 奥深さのある歴史的文化的景観を守り育てます

豊前市は、古代より交通の要衝として、古くからヒト・モノが往来していました。また、修験道文化や八幡信仰文化等、数多くの歴史・文化遺産があります。中津街道や近代産業を支えた資源街道沿いには、現在でも往時を偲ばせる町並みや遺跡が残されています。

こうした地域に点在する歴史的資源の中で、地域の景観を特徴づけているもの、地域で親しまれているものは、豊前市の共有の財産として認識し、地域住民やNPO等の様々な主体が協働して、その保全に努めるとともに、地域に眠っている歴史的な由来や言い伝えを掘り起こし、景観づくりに活かしていきます。

■奥深さのある歴史的文化的景観

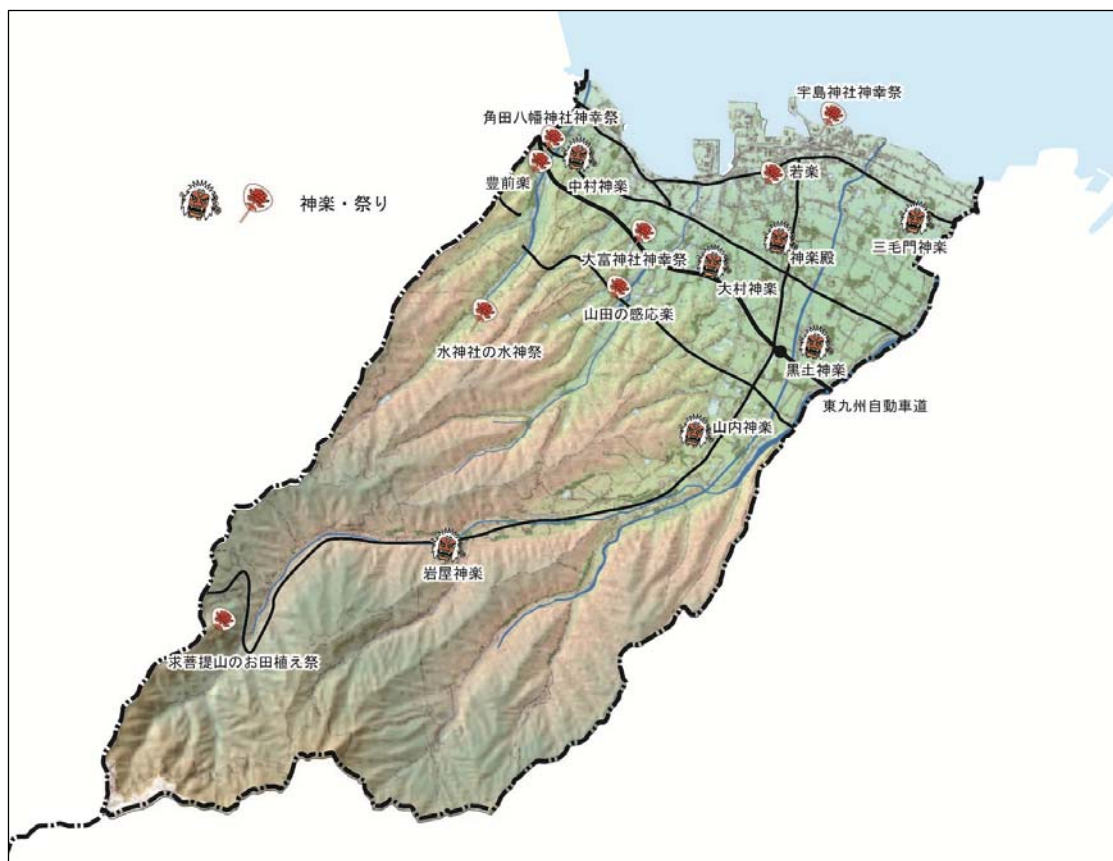


方針5 人々のなりわいとともにはつたる祭礼景観を守り育てます

豊前市には、人々のなりわいとともには、英彦山や求菩提山等の山々を中心に隆盛した修験道にまつわる神事、五穀豊穰や雨乞い等を祈願する神幸祭、全国にも例がない程数多く存在する神楽等の祭礼が行われています。

これらの祭礼景観を後世に引き継いでいくために、担い手の育成や地域が連携した情報発信等の取り組みを進めます。

■人々のなりわいとともにはつたる祭礼景観



方針6 まちの発展を物語る交流基盤の景観を守り育てます

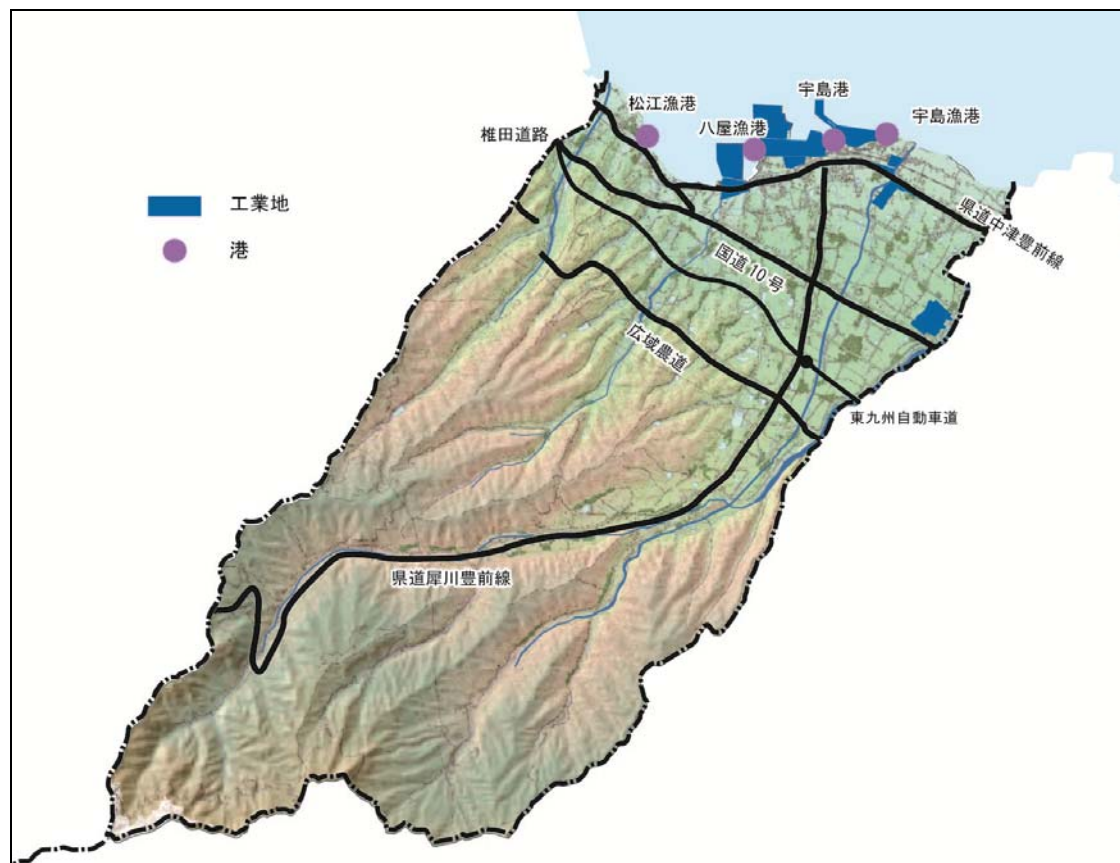
港や工業地は町の発展を物語る景観です。豊前市の特色ある景観として位置づけ、守り育てていきます。

豊前市の内外や地域内をつなぐ主要な幹線道路の道路景観は、多くの人々の目に触れることが多いことから、連続した良好な景観を守り育てていくことで、地域の個性や魅力をアピールすることができます。

そのために主要な幹線道路とその沿道の建築物等によって形成される道路景観を一体的に捉え、市街地、田園等、沿道の特性に応じた景観づくりを進めていきます。

また、地域の身近な道路においては、花壇や街路樹の手入れや歩道の清掃活動等を地域住民や企業等が主体となって進めていきます。

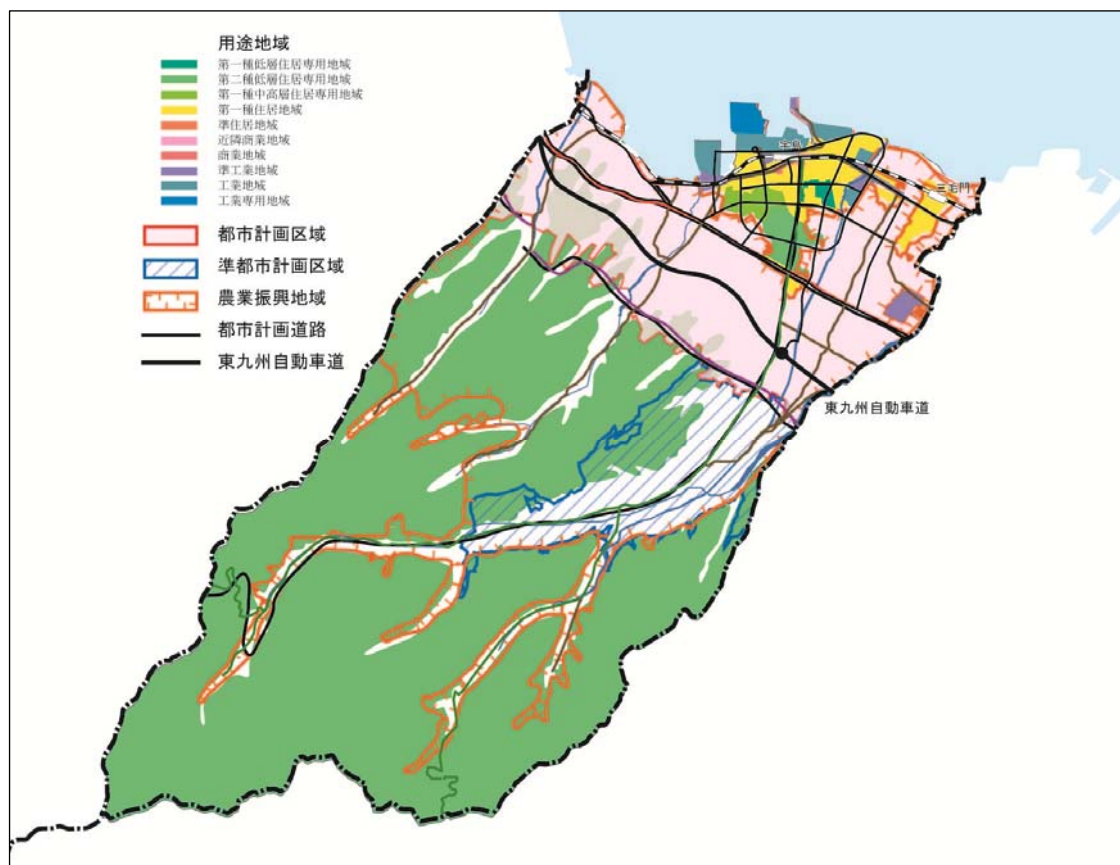
■まちの発展を物語る交流基盤の景観



方針7 新しい都市づくりに向けた景観を創り育てます

用途地域内の都市計画道路の整備や駅周辺地区、土地区画整理事業地区などの新しい市街地景観づくりを進めます。また、東九州自動車道のインターチェンジ周辺や観光地の周辺については、魅力ある景観の形成に努めます。

■新しい都市づくりに向けた景観



(3) 景観づくりの基本的考え方

目標と方針のもと、良好な景観を形成していくため、以下の考え方に基づき、建築物・工作物、開発行爲の誘導、地域の特色ある景観の資源となっている建造物や樹木の保全、及び、景観に配慮した公共施設等の整備などを進めていきます。

本計画では、特に、民間の建築物や官民が建設する工作物について規制・誘導を行うに際しての基準を中心に定めます。

●地域特性に応じた良好な景観形成を進める

地域特性に応じた良好な景観形成を進めるため、地形、歴史・文化等の景観特性が同じようなまとまりを「景域」として設定し、この景域ごとに「景観づくりの方針」を示します。

●市全体にわたって、ゆるやかな基準を設け、最低限望まれる景観形成を誘導する

建築物・工作物などの配置や形態・意匠、色彩などについて、景観に配慮する上で必要な事項を「景観形成基準」として定め、これに沿って周囲の景観と調和が図られるよう誘導します。

景観形成基準は、景域ごとに「一般基準」を定め、市域全体にわたってゆるやかな景観誘導を行います。

●特に重要な区域については、きめ細やかな誘導の基準を設ける

景観形成重点地区については、地区の景観の詳細な実態に合わせ、一般基準とは別に、きめ細やかな景観形成基準を定めます。

また、地域内外をつなぐ主要な幹線道路については、一般基準に上乘せする「特定基準」を定め、連続する景観の保全・形成を図ります。

これらの3つの基準を柱に、地域ごとの個性やまとまり、広域的なつながりや一体性の感じられる景観づくりを効果的に進めていくことを目指します。

一般基準	: 同じような景観特性をもつ、4つの「景域」に区分された領域ごとに定める基準。面的に定めた景観誘導により、地域全体の景観の向上を図っていく。
景観形成重点地区の基準	: 地区の景観の状況に合わせてきめ細かく、一般基準よりも厳しい、望まれる姿へ誘導するための基準。
特定基準	: 広域にわたって連続する景観を保全・形成するため、一般基準に加え、特徴を活かした良好な景観を誘導していくために定める基準。

●良好な景観資源を保全する

地域の特色ある景観の資源となっている建造物や樹木を景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、積極的に保存していきます。

●市が行う施設整備に際して、景観形成への配慮を行う

道路、公園、市営住宅その他の市が設置する公共施設を整備する場合には、本計画の考え方、目標、方針に沿って、良好な景観が形成されるよう配慮していきます。

●国・県などが行う施設整備に対して、景観形成への配慮を要請する

国・福岡県やその他の公益事業者が行う施設整備についても、本計画に沿って行われるよう、景観重要公共施設などとしての指定を行い、良好な景観が形成されるよう配慮を要請していきます。

(4) 景域の設定

豊前市には山並み、川、谷筋、平野、海といった雄大な自然が昔からかわることなく存在し、原風景を形づくる景観の基盤となっています。そうした自然の中で、歴史や文化が生まれ、人々のいとなみを通して、美しい景観が形づくられ、守り、引き継がれてきました。

本計画では、このような豊前市の景観を地形や歴史文化、人々の営みなどの特性に応じて、下表に示すとおり、山と谷筋、田園と海、住宅・商業市街地、工業地市街地の4つの景域に区分し、景観形成の方針を示し、一般基準を適用して面的な景観誘導を行います。また、広域的に連続する主要な幹線道路を対象にみちの軸としての特定基準を付加します。

山の景観と谷筋の景観は、豊かな自然環境を有する山並みと自然環境にはぐくまれ形成された集落地で構成され、自然環境や集落地景観の保全・継承を目指します。

田園の景観と海の景観は、平野部に広がる良好な田園と豊前海で構成され、海、山並みを背景とする田園景観や集落地景観、海浜景観の保全・継承を目指します。

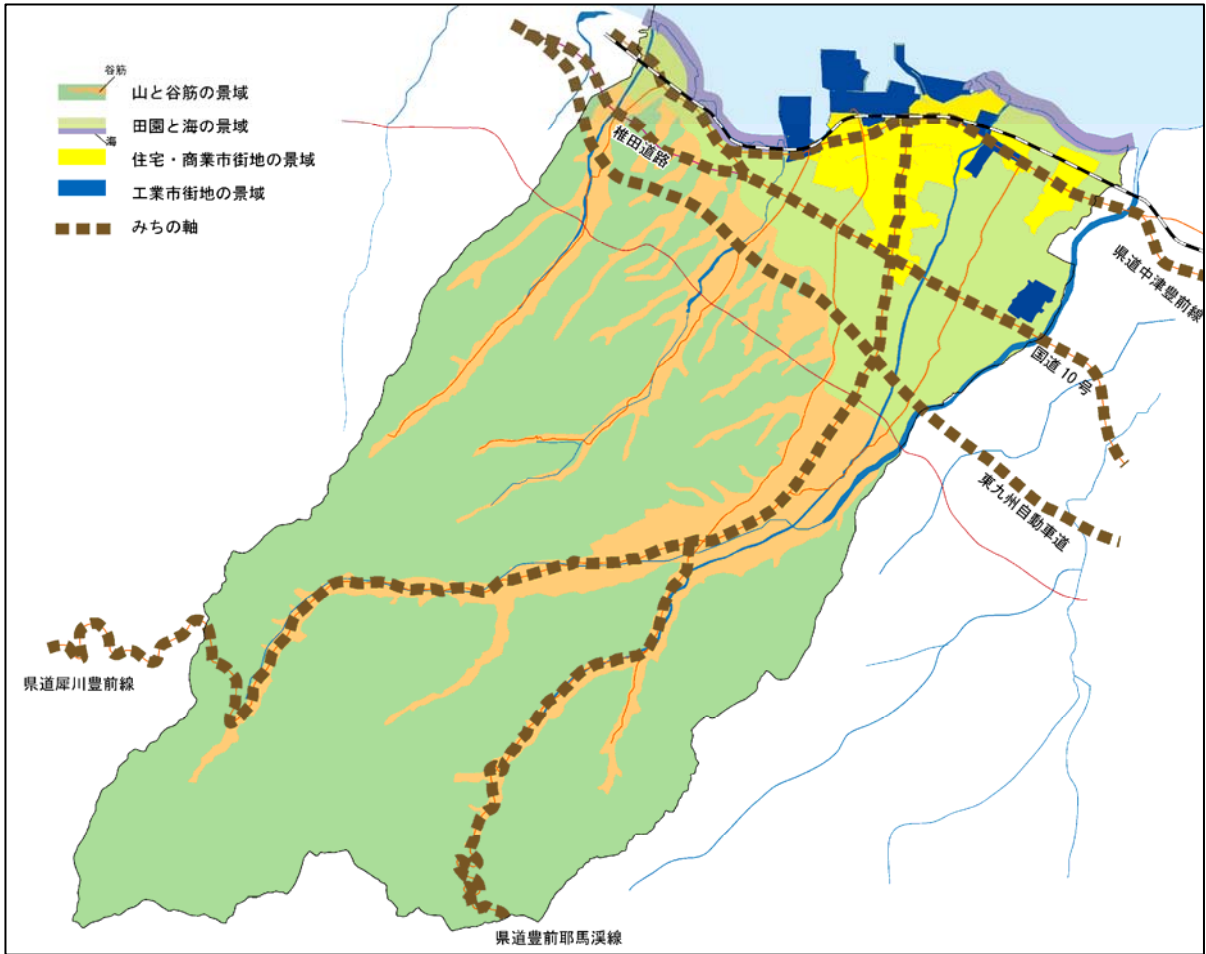
市街地の景観は、良好な生活環境の創出を目指す、住宅・商業市街地と活力ある産業環境の創出を図る工業市街地があります。

みちの景観は、地域内外をつなぐ主な幹線道路で、連続性が感じられる良好な沿道景観の形成を目指します。

■景域、軸の設定

景域・軸	景観形成の方針	対象
山と谷筋の景域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の保全・継承 ・山や谷筋と一体となった集落地景観の保全・継承 	山、谷筋の集落地
田園と海の景域	<ul style="list-style-type: none"> ・海、山を背景とする田園景観の保全・継承 ・集落地景観の保全・継承 ・砂浜、松林等の海浜景観の保全・継承 	丘陵部、平野部、海浜部の田園及び集落地
住宅・商業市街地の景域	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまりや潤いのある住宅市街地の形成 ・賑わいの感じられる商業市街地の形成 	平野部の市街地
工業市街地の景域	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の活力が感じられる工業市街地の形成 	平野部の工業地域
みちの軸	<ul style="list-style-type: none"> ・連続性の感じられる良好な沿道景観の形成 	国道10号 椎田道路 東九州自動車道 県道中津豊前線 県道豊前耶馬溪線 県道犀川豊前線 ※道路端から30mの範囲

■景域区分図



(5) 景域ごとの景観づくりの方針

①山と谷筋の景域

<原風景を形づくる良好な自然景観、生活文化を伝える集落地景観の保全・継承>

山と谷筋の景域は、地域の特徴的な景観を有し、清流と呼ばれる河川の恵みにより、豊かな自然環境やなりわいが生まれ、広大な田園から常に背景の緑としてみられる景域です。そのため、山や谷筋の緑や河川などの良好な自然環境の保全を図ります。また、谷筋の地形と棚田や山村集落が一体となった景観は人々の暮らしや営みとともに形づくられてきた地域固有の生活文化を伝える景観として、周辺との調和や保全を図ります。開発等の際には豊かな自然環境に与える影響が最小限となるよう配慮を求め、既存の樹林をできる限り保全し、地形を活かしたものとなるよう誘導します。これにより、田園や麓からの絵になる眺望景観づくりを目指します。

②田園と海の景域

<自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観の保全・継承>

田園と海の景域は、谷筋を抜け、海に向かって開けた丘陵部と平野部に、果樹園や水田、農漁村集落等のなりわいの景観の広がり的印象づける景域です。地域にとって重要な景観要素である良好な田園や果樹園のなりわい環境を保全するとともに屋敷林や社寺林などの緑に囲まれた低層の集落地はまとまりある田園景観として周辺との調和・保全を図ります。

漁村集落や漁港などの海浜部の景観は豊前海と人々の営みを感じさせる景観として適切な保全を図ります。新たな宅地開発等に対しては、今ある田園と海の景観に与える影響を最小限に抑えるよう配慮を求めます。これにより、山から海にかけての眺望景観を確保するとともに、自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観づくりを目指します。

③住宅・商業市街地の景域

<まとまりや賑わい・潤いの感じられる住宅・商業市街地景観の形成>

住宅・商業市街地の景域は、都市的な土地利用や建築が行われ、活力や賑わいをつくりだす景域です。恵まれた自然と調和した市街地を形成することにより、生活環境の向上にもつながることから全体として調和のとれたまとまりある市街地景観の形成を誘導します。中低層建築物からなる市街地では高層建築物は周囲から突出し、目立つ印象を与えることとなります。また、大規模建築物は周囲に圧迫感を感じさせ、周囲の景観に大きく影響します。これらを踏まえ、周囲のまちなみとの調和を心がけ、形態・意匠への配慮を求めます。

まちの活気や賑わいを創出する商業市街地では、魅力あるまちの中心部の形成を目指し、周辺の建築物との連続性や街路樹等による歩行空間との一体性を図り、潤いある景観形成を誘導します。

④工業市街地の景域

<産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成>

工業市街地の景域は、工場ならではの独特の雰囲気と、新たな地域の産業としての活力を感じさせる景域です。周辺の景観に大きく影響を与えるボリューム感のある建築物が建ち並ぶため、周囲への圧迫感の軽減とゆとりある空間の確保を図ります。

画一的な建物の立地が必然的な工業地では、活力を保持するとともに、雑多な印象を与えないよう緑等による開放的な空間の形成を図ります。

⑤みちの軸

みちの軸は、市の内外をつなぐ主要な幹線道路として地域を訪れる人々に、豊前市を印象づける重要な要素です。

市街地、田園地、自然地等の沿道の特性に調和するとともに、とおりとしての連続性やまとまりのある景観を形成するため、沿道の建築物や工作物等の緑化等に配慮します。

また、連続する沿道景観として道路からの見え方に配慮し、快適で潤いある沿道景観の創出を図ります。

(6) 求菩提景観形成重点地区の景観形成方針

求菩提景観形成重点地区における良好な景観形成に関する方針は、平成21年12月策定の「豊前市景観計画」において定めた、基本理念、基本目標、景観形成基本方針をそのまま引継ぎます。

①基本理念

求菩提山は、中世以来、英彦山と共に北部九州修験道の中心を担い、修験道場として多くの人々に知られていますが、今日では、歴史文化的な価値が高く評価され、山岳修験文化を今に伝えるものとして国の史跡指定を受けています。

求菩提山の景観の特徴は、山岳修験の地として特徴的な急峻な地形と、山伏たちが修行を重ね、そこに生活を営んだ結果として宗教的な空間を醸し出しています。

さらに、求菩提山のふもとには棚田が連なり、犬ヶ岳を源流とする岩岳川や支流の谷間において当時からの景観が良好な状態で残っています。このように、求菩提地区の景観はその歴史文化的な意味も含めて、他には無い貴重な文化的資産であり、私達にはこの貴重な景観を守る義務があります。

一方、景観の保全に際しては一定の私権の制限がかかるため、住民の生活との共存が課題となる。この課題には住民の理解と積極的な関わりが不可欠であり、そのためには景観形成の方針を示すだけでなく、景観保全と住民生活がお互いを高めあうようなまちづくりを進める仕組みを用意することが重要となります。

以上の考え方から、求菩提地区の文化的景観を保全する方針を示しつつ、同時に将来へと継承していくための景観まちづくりの仕組みを用意することによって、住民と行政が連携し、またより広く専門家や事業者の協力を得て、住民や外部から求菩提地区を訪れる人が安らぎを感じ、修験道場である求菩提山の遺産を生かしながら、新たな出会いと文化を創造していくことを求菩提景観形成重点地区の基本理念とします。

②基本目標

基本理念に基づき、求菩提景観形成重点地区の景観的な将来像としての基本目標は下記のとおりとします。

「豊州求菩提山絵図の姿を今に伝える景観を守り、
農村と棚田の美しさを次世代に伝える」

— 固有の歴史をもとに、これからの暮らしと景観を育てる —

③景観形成基本方針

求菩提景観形成重点地区における、基本理念と基本目標を実現するための基本的な方針は、以下のとおりとします。

I 歴史的資産とその周辺の様相を保全する

- ・景観計画区域を定めることによって、歴史的資産周辺の景観保全を強く推し進める

II 文化的景観に調和する建物のたたずまいを守り育てる

- ・建物等のたたずまいを規制誘導する。
- ・景観形成を進める仕組みをつくる。

III 文化的景観の眺めを保全する

- ・眺望景観を選定し、建物等の規制誘導を行って、重要な眺望景観を保全する。

IV 文化的景観に調和する質の高いデザインの公共施設整備を導く

- ・景観重要公共施設を指定し、整備方針を定め、デザイン誘導を図る。

V 景観阻害要素を排除・改善し、協議等によって景観向上を図る

- ・自動販売機をはじめとした工作物の規制誘導を行う。
- ・屋外における物の堆積の規制誘導を行う。
- ・屋外広告物について規制誘導を行う。
- ・美しい夜空の確保のため、無駄な屋外照明の規制誘導を行う。
- ・景観と関連の深い、騒音などの規制誘導を行う。

I 歴史的資産とその周辺の様相を保全する

求菩提地区の文化的景観にとって重要な地区を「景観形成重点地区」として定めます。

求菩提景観形成重点地区の範囲

- ・求菩提の文化的景観にとっては、「史跡指定地」を中心に古くからの人々の営みである石垣を有する棚田が象徴的であり、犬ヶ岳を含む岩岳川上流部の谷合い一体を景観形成重点地区の範囲とします。

景観形成重点地区の行為の制限

- ・景観形成重点地区における行為の制限は、基準を定めます。
- ・景観形成重点地区に関しては、建築物と工作物の行為の制限を定めます。

Ⅱ 文化的景観に調和する建物のたたずまいを守り育てる

① 目指すべき景観像に合った建物等のたたずまいを規制誘導する

- ・ 求菩提地区では、周囲に位置する歴史的な資産との景観的調和を図り、文化的景観にふさわしい景観の創出を心がけるものとします。
- ・ 特に建築物の形態意匠は地区の景観形成に大きな影響を与えるものであり、和風のデザインを基本とします。

② 景観形成を進めるしくみの整備

- ・ 求菩提地区の景観まちづくりは、住民が主体となり行政の支援を受けて推進するものですが、本景観計画の目標である「豊州求菩提山絵図の姿を今に伝える景観を守り、農村と棚田の美しさを次世代に伝える」ためには、専門家や公益事業を営む事業者との連携が必要となる場面が大いに考えられます。したがって、本景観計画の目標へ向けた課題解決や合意形成が必要な場合には、これらの関係者が連携して景観まちづくりを推進できるような仕組みを確立します。

景観資源の登録

- ・ 求菩提地区の文化的景観をより一層きめ細かく守り育てていくためには、景観の特徴を構成する多様な景観要素（歴史的な建築物・工作物・樹木をはじめとし、地域の景観のシンボルとなるものや地域住民に親しまれるものなど。また、モノに限らず、自然や田園等の眺望景観など。）を活かした景観形成を進めることが重要です。そのため、地域の多様な景観要素を生かし、まちづくりへの活用や市民の意識向上に結びつける方策を検討していきます。

景観重要建造物・樹木

- ・ 景観上特に重要と考えられる建造物（建築物・工作物）・樹木に関しては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行います。また、さらに保護が必要なものは文化財等の制度などの活用も検討します。

Ⅲ 文化的景観の眺めを保全する

①重要な眺望景観を選定する

・求菩提地区の文化的景観には、核となる歴史的資産とそれらの配置の手掛かりとなった周囲の自然環境の関係性が重要となります。そしてそれらの関係性は、景観を眺望することによって確認することができます。そのため、眺望景観の保全は求菩提地区の文化的景観にとって重要な役割を担っており、これらを守り、現在よりもより美しくなるように育てていくことが大切です。したがって、特に重要な「重要眺望景観」を選定し、それらを保全するための規制誘導を行います。

重要眺望景観の選定根拠

眺望景観の中から、特に重要な眺望景観であり、かつ眺望保全のための指針や基準が必要と考えられるものを「重要眺望景観」として選定し、規制誘導の対象とします。選定基準は以下の3点です。

選定基準1「歴史的文化的な重要な意味を持つ眺望景観」

歴史的文化的な意味を持つ眺望景観は、特に重要なものである。歴史的文化的に重要な意味を持つ眺望景観を選定する。

選定基準2「住民に支持される眺望景観」

地元住民が思い入れを持っている眺望景観も多くあり、これらを保全していくことは求菩提地区の景観まちづくりにおいて重要である。往時の求菩提山へと思いを馳せることが出来る眺望景観や、自然や農村の様子を楽しめる眺望景観など、種類は多岐に渡る。選定にあたっては、住民を対象としたアンケート調査によって支持された眺望景観を選定する。

選定基準3「公共施設からの眺望景観」

公共施設を視点場とする眺望景観に価値があると認められる場合、当該施設を整備する際には眺望景観に可能な限り配慮すべきである。公共施設を視点場とする眺望景観のうち、特に重要であると考えられる眺望景観を選定する。

②重要な眺望景観の規制誘導方針を定め、眺望景観を保全する

・眺望景観には様々な種類のものがあり、各々の特性に合った規制誘導をしていくことが大切になります。そのため、眺望景観の「型」と「考え方」を整理した上で規制誘導方針を作成し、景観形成基準として定めます。

IV 文化的景観に調和する質の高いデザインの公共施設整備を導く

- ・求菩提地区には、道路や岩岳川に付随する橋梁など多くの公共施設がある。そして、求菩提地区の文化的景観を保全し将来に継承していくためには、これらの公共施設が文化的景観の中に溶け込み、調和するような質の高いデザインであることが重要で。
- ・よって、景観形成上重要かつ整備に関する事項等が必要と考えられる公共施設を景観計画に基づく「景観重要公共施設」として指定し、求菩提地区の景観にとってふさわしいデザインへと誘導を行います。

①景観上重要な公共施設を、景観法に基づく景観重要公共施設として指定する

- ・「景観形成上重要で、整備に関する事項や占用等の許可基準が必要と考えられる公共施設」を、新たに指定する場合は豊前市景観形成審議会において選定し、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定します。

②景観重要公共施設のデザイン誘導を図る

- ・各景観重要公共施設について、施設管理者と協議の上、整備に関する基本事項等を定めます。

V 景観阻害要素を排除・改善し、協議等によって景観向上を図る

- ・求菩提地区の文化的景観を阻害すると予想される工作物等について、あらかじめルールを決めて対処します。その主な方策は以下のとおりです。

①自動販売機をはじめとした工作物の規制誘導を行う

- ・野立ての自動販売機は設置しないものとします。
- ・店舗や建築物に付帯する自動販売機は、色彩の規制誘導を行います。
- ・鉄塔その他の工作物は極力建設しないものとします。やむを得ず建設する場合は、高さを抑え、目立たない位置に設置し、色彩や緑化によって目立たないように修景します。

②屋外における物の堆積の規制誘導を行う

- ・多くの人から見える場所に、廃棄物や建築資材、コンテナ、その他の再生資源等を堆積すると雑然とした印象を与えるため、長期にわたるものを抑制します。
- ・農業目的の物の堆積はその限りでないこととします。

③屋外広告物について規制誘導を行う

- ・求菩提地区の文化的景観を守り育てるために、屋外広告物の規模や掲出位置、色彩等に関する基準を定め、規制誘導を行います。
- ・規制誘導にあたっては、本計画の基本理念や景観形成基本方針に基づき、地区の景観の特徴や重要な眺望地点からの見え方に配慮した基準を作成します。

④美しい夜空の確保のため、無駄な屋外照明の規制誘導を行う

- ・夜間の安全、情緒ある夜の求菩提地区、星空の美しさ等を両立させるため、照明のあり方を工夫します。
- ・投光器や無駄な上方光束を避けるための規制誘導を行います。

⑤景観と関連の深い、騒音などの規制誘導を行う

- ・求菩提地区の文化的景観を体験するにあたり、騒音なども景観阻害要素のひとつです。このように、それ自身は景観の構成要素ではないものの、景観と関連が深く、景観阻害をしている要素についても適切な規制誘導を行います。

3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条 第2項 第3号)

(1) 届出対象行為 (景観法第16条 第1項)

景観計画区域内において、景観の保全や形成に大きな影響を与える、下記に該当する一定規模以上の行為を行う場合は、「景観法」に基づき、あらかじめ、行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定日、その他景観法施行規則第2条で定める事項(届出者の氏名住所など)を豊前市長に届け出なければならないこととします。

①景観計画区域(景観形成重点地区を除く)

届出が必要な行為	対象規模				
(1) 建築物の建築等					
<table border="1"> <tr> <td>新築、増築、改築若しくは移転</td> <td>建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m²以上(「店舗等」*1は 500 m²以上)又は高さが 10m 以上のもの</td> </tr> <tr> <td>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</td> <td>建築物の延床面積が 1,000 m²以上(「店舗等」*1は 500 m²以上)又は高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの</td> </tr> </table>	新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m ² 以上(「店舗等」*1は 500 m ² 以上)又は高さが 10m 以上のもの	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m ² 以上(「店舗等」*1は 500 m ² 以上)又は高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m ² 以上(「店舗等」*1は 500 m ² 以上)又は高さが 10m 以上のもの				
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m ² 以上(「店舗等」*1は 500 m ² 以上)又は高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの				
(2) 工作物*2の建設等					
<table border="1"> <tr> <td>新築、増築、改築若しくは移転</td> <td>行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの</td> </tr> <tr> <td>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</td> <td>工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの</td> </tr> </table>	新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの				
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの				
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの				
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が 1,000 m²以上(「店舗等」*1は 500 m²以上)又は高さが 10m 以上の建築物の外観について行う照明 工作物*2で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明 				

*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

*2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)

- ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等

非常災害のため必要な応急措置として行う行為

景観重要公共施設の整備として行う行為

福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

②求菩提景観形成重点地区

区分	項目	対象とする規模等の基準	
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号)	建築面積及び増築面積が 10㎡を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号)	前面道路及び公共の場所から見える屋根及び外壁の見付け面積が 10㎡を超えるもの	
工作物*3 の建設等 (景観法第 16 条第 1 項第 2 号)	煙突、柱、高架水槽 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等	高さ 5m または築造面積が 10 ㎡を超えるもの	
	擁壁、柵、塀等	高さ 1.5m を超えるものまたは見付け面積が 300 ㎡を超えるもの	
	電線路	電柱 変電器等の地上機器	高さ 5m を超えるもの 設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
	自動販売機及びその修景施設の設置、置き換え、模様替えまたは色彩の変更	高さ 1m を超えるもの	
開発行為	都市計画法第 29 条第 2 項に規定する開発行為 (景観法第 16 条第 1 項第 3 号)	行為に係る土地の面積の合計が 1ha 以上のもの (都市計画法施行令第 22 条の 2)	
その他 (条例で届出を要する行為として定めるもの)	鉱物の採掘または土石の採取、のり面、土地の造成 (景観法施行令第 4 条第 1 項第 1 号)	採掘・採取面積が 300 ㎡を超えるもの 田及び畑などの農地で法長が 0.5m を超えるもの	
	木竹の伐採 (景観法施行令第 4 条第 1 項第 2 号)	高さ 5m を超え、かつ林業以外の目的の行為(ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理行為は適用除外)	
	屋外における野積みによる物の集積または貯蔵 (景観法施行令第 4 条第 1 項第 4 号)	高さ 1.5m または集積・貯蔵面積が 50 ㎡を超えるもの	
外観照明	夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明 (景観法施行令第 4 条第 1 項第 6 号)	・延床面積が 1,000 ㎡以上(「店舗等」*1 は 500 ㎡以上)または高さが 10m 以上の建築物の外観について行う照明 ・工作物*4 で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明	

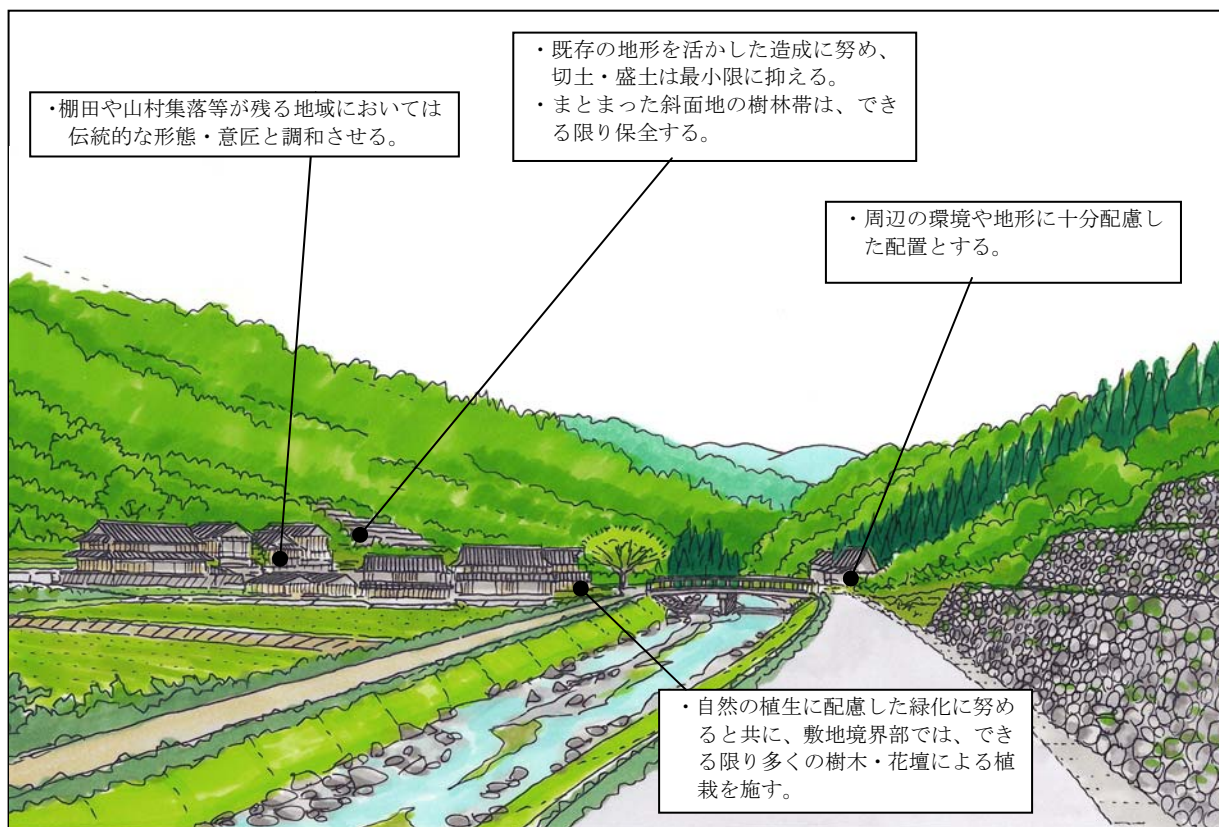
*3 対象となる「工作物」は、景観計画の区域の届出対象に加え、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等、並びに、擁壁、柵、塀等、電線路、自動販売機及びその修景施設を含むものであることに注意。

*4 外観照明にかかる「工作物」は、景観計画の区域の届出対象と同じである。

(2) 届出対象行為にかかる景域ごとの景観形成基準

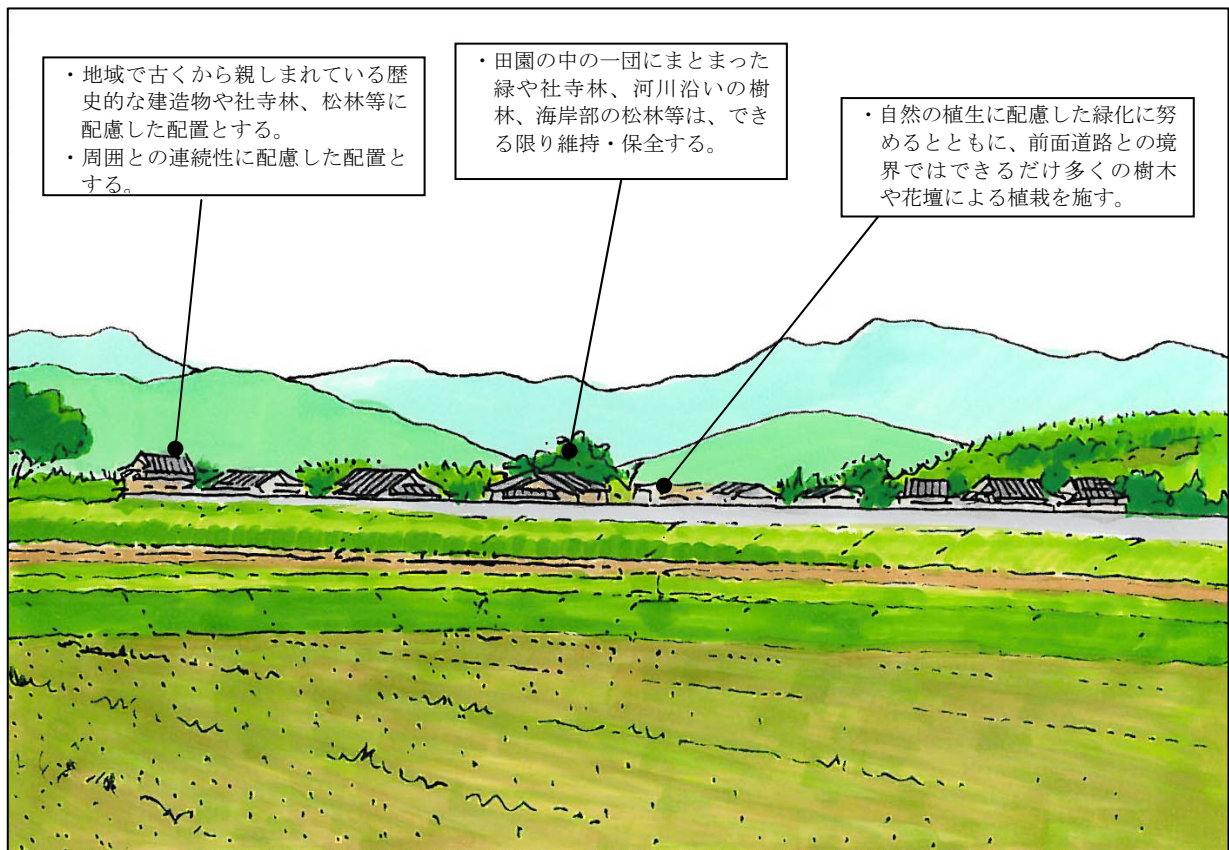
①山と谷筋の景域の景観形成基準

山と谷筋の景域		景観形成基準	
建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。 ・棚田や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。 	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。 	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。 	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。 	
外観照明・屋外照明		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	



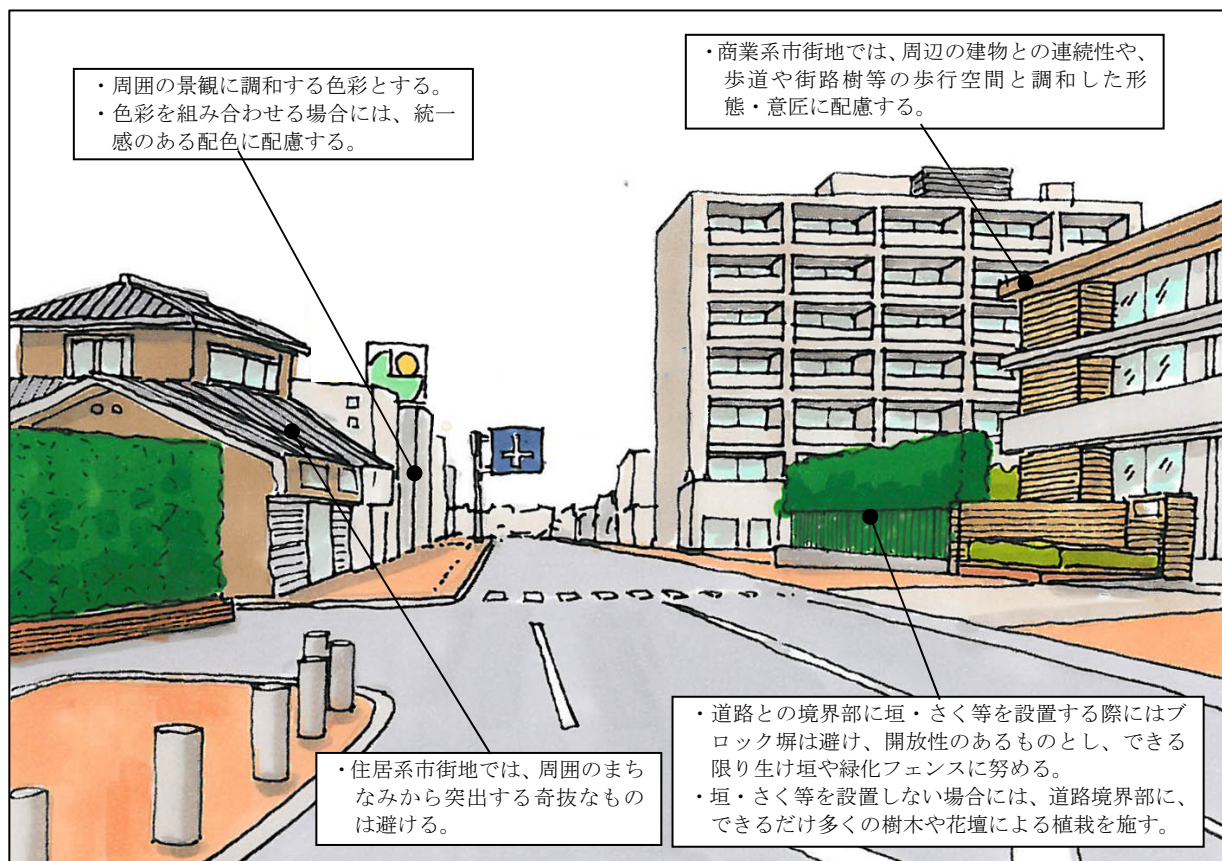
②田園と海の景域の景観形成基準

田と海の景域		景観形成基準	
建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。 ・周囲との連続性に配慮した配置とする。 	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
		圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。 	
外構・緑化等		<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。 	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。 	
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は、設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	



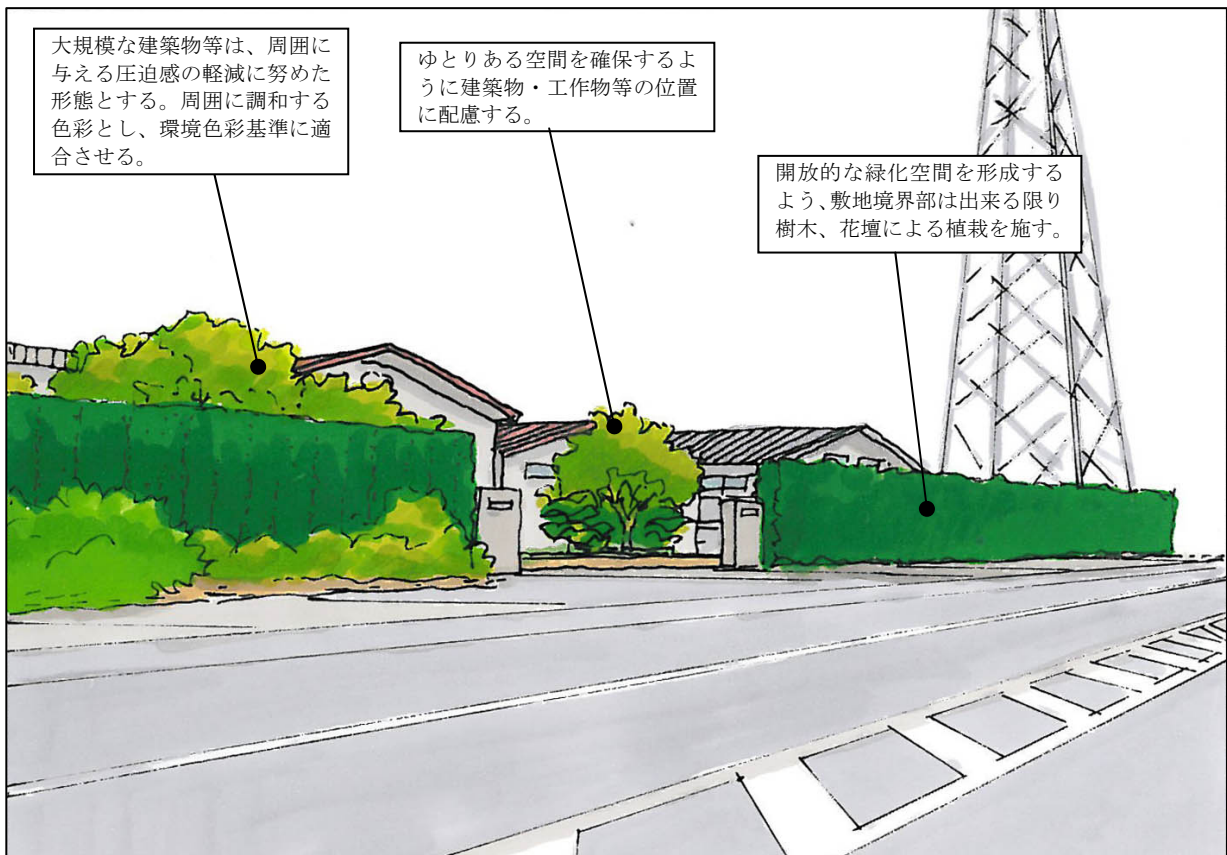
③住宅・商業市街地の景域の景観形成基準

住宅・商業市街地の景域		景観形成基準	
建築物・工作物	配置	・周囲との連続性に配慮した配置に努める。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。 ・商業系市街地では、周囲の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。
		圧迫感の軽減	・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。	
外構・緑化等		・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。	



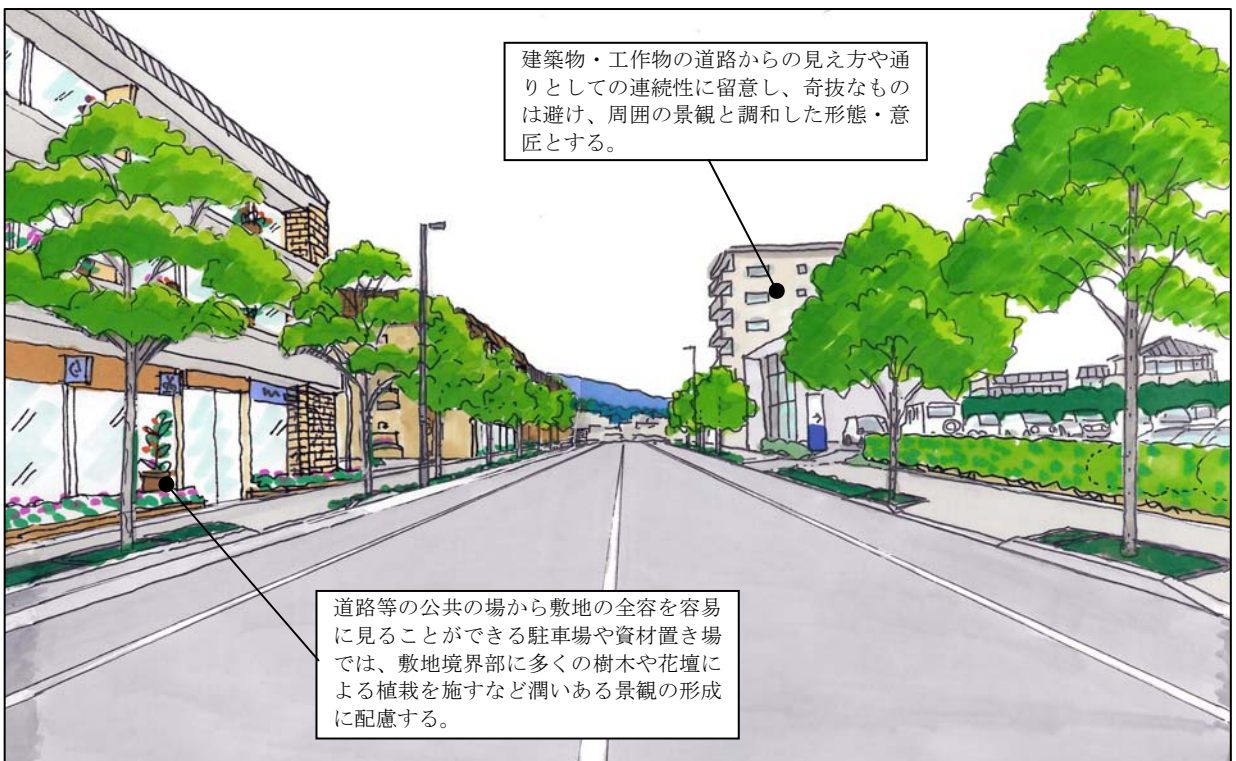
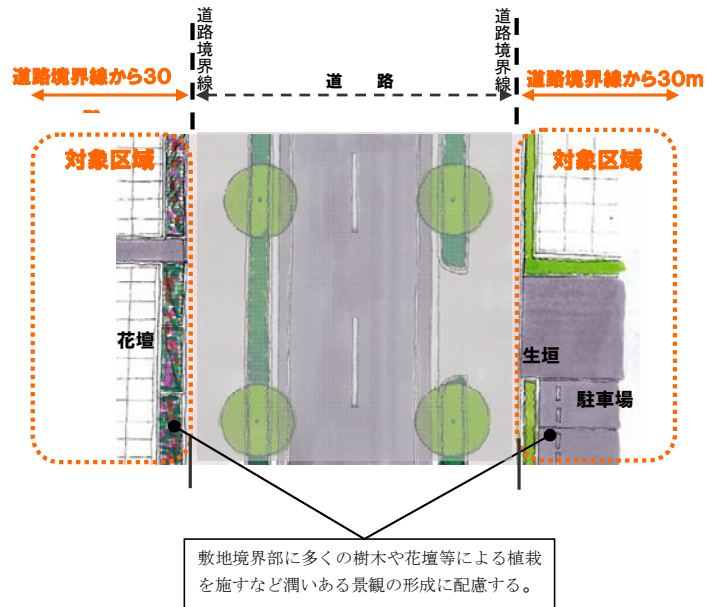
④工業市街地の景域の景観形成基準

工業市街地の景域		景観形成基準	
建築物・工作物	配 置	・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。	
	形態・意匠・色彩	圧迫感の軽減	・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		色彩	・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外 構	・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。	



⑤みちの軸の景観形成基準【特定基準】

みちの軸		景観形成基準
建築物・工作物	形態・意匠 連続性への配慮	・建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
開発行為、土地の形質の変更等	緑化	・道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



(3) 求菩提景観形成重点地区における景観形成基準

① 共通事項





項目		景観形成基準
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 求菩提地区の文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。 ● 歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。

② 建築物

項目		景観形成基準								
建築物	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勾配屋根を戴いた低層木造和風建築を基本とする。 ○ 一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。 								
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高の高さは10mを超えないこと。 								
形態・意匠・色彩	基本構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築は和風のデザインとする。 ・ 木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 ・ 高床式（ピロティ）は避ける。 								
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根勾配は、3/10～5/10（和瓦・金属板）、10/10（カヤ・ワラ葺）を標準とする。 ・ 棟の向きは地形に合わせた方向とし、岩岳川と並行となることを基本とする。 ・ 屋根の材料は、和瓦・金属板・草（カヤ・ワラ等）を基本とする。 ・ 屋根の形状は、母屋は入母屋を基本とし付属屋は入母屋、切妻、寄棟を基本とする。 ・ 総二階は基本的に避ける。やむを得ない場合は下屋庇等を設けることを基本とする。 ・ 屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。 ただし、和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、ざらざらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。 ・ 屋根の破風、鼻隠しの色は、低彩度低明度のものを採用することとし、白などの高明度のものは使わない。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td> <td>6 未満</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> </div>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6 未満	6 以下	上記以外	6 未満
色相	明度	彩度								
0.1R～5Y	6 未満	6 以下								
上記以外	6 未満	4 以下								

項目		景観形成基準																
建築物	形態・意匠・色彩	<p>外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、板張り・塗壁(しっくい等)・塗壁調(プラスター、モルタル、コンクリート等)を基本とする。 ・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、見付面積の 1/5 未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。 ・窓のサッシュ、雨樋、付柱の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用することとし、白など高明度のものは使わない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~5R</td> <td>9 未満</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~10Y</td> <td>9 以上</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>9 未満</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>6 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R~5R	9 未満	3 以下	5YR~10Y	9 以上	4 以下	9 未満	5 以下	上記以外	6 以上	3 以下	6 未満	4 以下
		色相	明度	彩度														
		0.1R~5R	9 未満	3 以下														
		5YR~10Y	9 以上	4 以下														
			9 未満	5 以下														
上記以外	6 以上	3 以下																
	6 未満	4 以下																
付属屋	<ul style="list-style-type: none"> ・付属屋は下屋を活用し、和風(透明プラスチック板等不可)を基本とする。ただしやむを得ない場合は、敷地周辺から見えないように隠す。 ※本基準における「付属屋」とは、建築面積 20 m²未満かつ軒高 2.3m未満の建築物を指す。 																	
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の区画形質の変更は原則行わない。 ・重要眺望景観に示す眺望地点から見て突出した印象を与えないような位置を選ぶ。 ・隣地境界線から壁面までの距離を 1m 以上確保する。 ・壁面位置は、前面道路から 1m以上後退し、植栽による緑化を行うことを基本とする。 ただし、やむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。 																	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽は、接道部を中心に敷地内空地面積の 20%以上を基本とする。 ※本基準における敷地内空地面積は、敷地面積から法定建ぺい面積を引いた面積を指す。 																	
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。 																	

③工作物

項目		景観形成基準																
工作物	形態・意匠・色彩	基本事項 <ul style="list-style-type: none"> ○送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。 ○垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。 ○煙突、遊戯施設は極力設置しない。 ○屋外照明は下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らしたり、ぎらぎらした不快感を与えないようにする。 ○自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内蔵光源は明る過ぎないようにする。 																
		高さ <ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さは10mを超えないこと。 ・ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。 																
		位置 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な地形を尊重する。 ・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 ・隣地相互での空間を確保する。 ・設置位置は、接道部から少なくとも1~3m程度の後退を基本とする。ただしやむをえない場合は、接道部分を重点的に緑化する。 																
		外観 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにする。 ・擁壁は、自然石積または緑化等により文化的景観と調和する修景を基本とする。 ・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。またはそのように修景する。 																
		屋外照明等 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・投光器等の天空への光束を抑制する。 																
		色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、以下の基準とする。 ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって上げられる部分は以下の基準の限りではない。 また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分は以下の基準の限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~5R</td> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~10Y</td> <td>9以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>9未満</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R~5R	9未満	3以下	5YR~10Y	9以上	4以下	9未満	5以下	上記以外	6以上	3以下	6未満	4以下
		色相	明度	彩度														
0.1R~5R	9未満	3以下																
5YR~10Y	9以上	4以下																
	9未満	5以下																
上記以外	6以上	3以下																
	6未満	4以下																
外構 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣や木塀を基本とする。 ・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ1.5mを超えないこととする。 ・アルミフェンスは、低彩度色（彩度1以下）を用いる。 ・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。 																		
自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない。 ・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・複数並べて配置する場合、色彩は同じものを採用することを基本とする。 ・過度に明るい内蔵光源を避ける。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">     </div>																		

④その他の事項

項目		景観形成基準
開発行為・土地の区画形質の変更 (鉱物の採掘または土石の採取を含む)	指針	○史跡保全の目的以外で不用意に土地の区画形質の変更または土石の採取は行わない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡保全の目的を除いて、鉱物の採掘または土石の採取は行わない。 ・現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにする。 ・隣接する道路や敷地と高低差が生じるばあいは石積みを基本とし、文化的景観に調和することを基本とする。
木竹の伐採	指針	○文化的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡保全の目的を除いて、木竹の伐採はさける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。 ・ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。
物の集積	指針	○景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし農業目的のものはその限りではない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面する場所では、高さ 1.5m、面積 50 m²を超える物の集積は行えない。 ・ただしやむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。
屋外照明	指針	○屋外照明等は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的推進	指針	○駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修景を行う。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な屋外駐車場（1,000 m²以上）では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。 ・工場等の屋外設備等は緑化により遮蔽する。

⑤眺望景観保全のための景観形成基準

求菩提地区にある眺望景観の中でも特に重要な眺望景観であり、かつ眺望保全のための指針や基準が必要と考えられるものを重要眺望景観として指定し、建設行為等に係わる景観形成上の基準を示します。

眺望景観としては、「豊州求菩提山絵図」と近い景観を呈する「ホラ吹き岩」からの求菩提山の全景と、求菩提地区入り口となる地点からの景観、鳥井畑や産家地区の連続する棚田景観を重要眺望景観とします。

種類	番号	重要眺望景観	選定基準
全景	1	ホラ吹き岩から見た求菩提山	1 (歴史的景観)
見通し	2	求菩提地区入口から見た求菩提山や犬ヶ岳	2 (住民意見)・3 (公共施設)
連続景	3	棚田の連続景観	2 (住民意見)・3 (公共施設)

※眺望景観の「型」


「見通し景」：視対象が点的である。または水平方向にあまり広がっていない。

視点場と視対象を結ぶ軸線がひとつに定まる。

視対象を注視するような眺望景観。

「全景」：全体の眺めを楽しむような眺望景観。

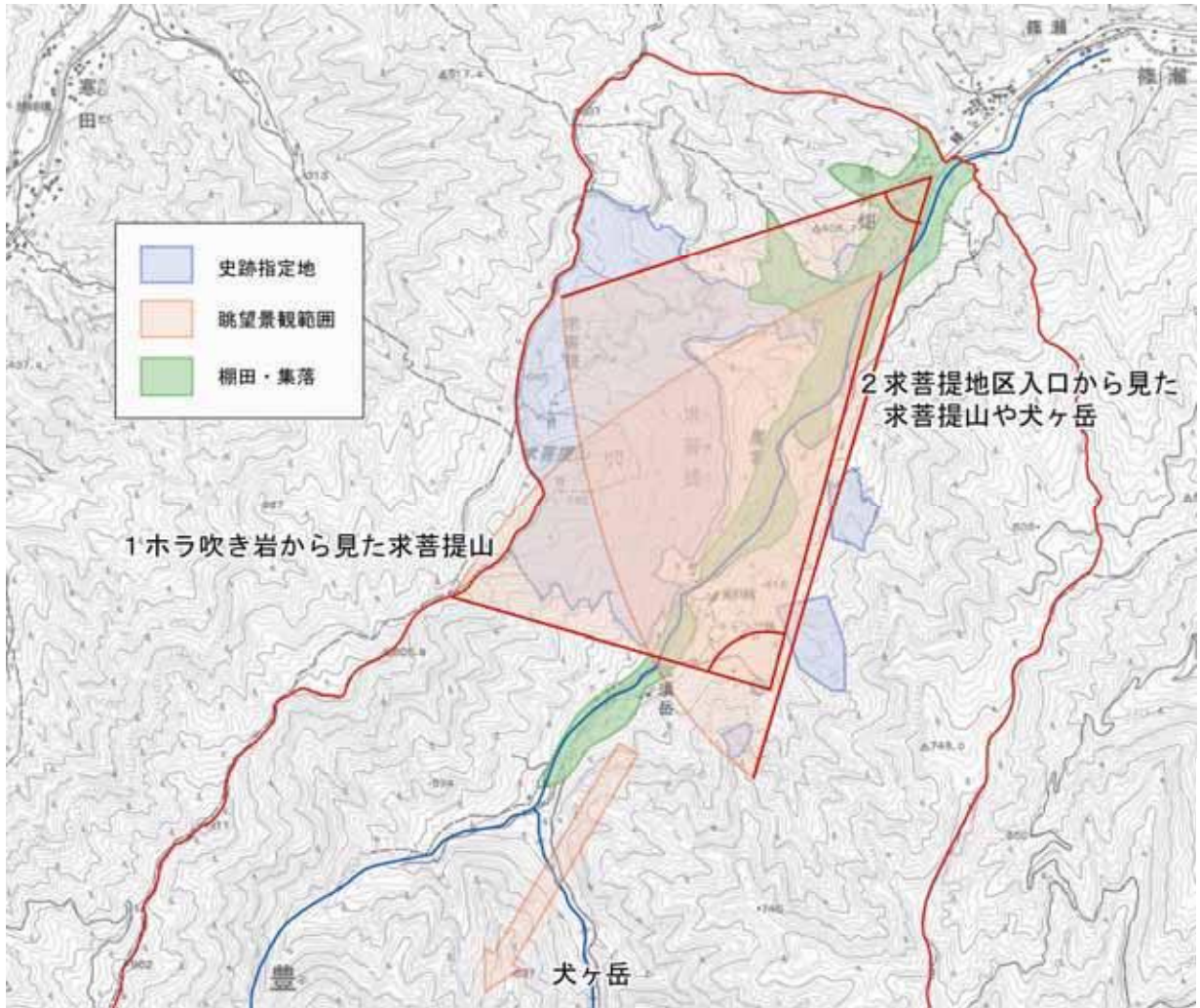
「連続景」：移動しながら連続的に体験する眺望景観

番号	1
名称	ホラ吹き岩から見た求菩提山
考え方	「豊州求菩提山絵図」に表わされた求菩提山の姿と近い景観を呈しており、当時の景観を表すものとして保存することが望ましい。
現況写真	
範囲	眺望範囲は求菩提山を中心として、産家集落及び鳥井畑集落までである。
指針	視点場から求菩提山の間、及び集落や棚田に近代的な人工物が見えないようにする。

番号	2
名称	求菩提地区入口から見た求菩提山や犬ヶ岳
考え方	求菩提地区の入り口であり、地区の景観の中心となる。求菩提山と犬ヶ岳を望み、手前に鳥井畑集落の和風家屋と大山祇神社があり、地域の特有の歴史的景観として保存することが望ましい。
現況写真	
範囲	眺望範囲は、鳥井畑集落から求菩提山の中腹から山頂、奥には犬ヶ岳の上部も望める。
指針	視点場から求菩提山や犬ヶ岳の間、集落や棚田に近代的な人工物が見えないようにする。

番号	3
名称	棚田の連続景観
考え方	求菩提地区の景観特性となる棚田であり、棚田上部から八丁口の鳥居方向への見下ろしなど、連続した棚田の文化的な景観として保存することが望ましい。
現況写真	
範囲	県道や棚田上部から連続して眺望できる集落や棚田。
指針	集落や棚田に近代的な人工物が見えないようにする。

■眺望範囲



主な3種の眺望景観の視覚範囲は岩岳川を中心とした谷筋に重なっています。眺望景観を阻害するものとしては、高い構造物等であり、特に高さを必要とする鉄塔やアンテナなどは視点場でもある棚田や集落内には設置を行わないこととします。

眺望景観保全のための景観形成基準	指針	視点場から求菩提山の間、及び集落や棚田に近代的な人工物が見えないようにする。
	基準	棚田及び集落内には鉄塔やアンテナなど高い工作物は設置しない。

(4) 環境色彩基準

①基本的な考え方

行為の場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩とします。原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい色彩を基本とします。群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセントカラー）は認めます。

②環境色彩基準（求菩提景観形成重点地区を除く）

1) 建築物

※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	部位	色相	明度	彩度
山と谷筋	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色 (N)	7.5 以下	—
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根	2.5GY~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色 (N)	7.5 以下	—
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
田園と海	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色 (N)	—	—
	屋根	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
住宅・商業市街地、 工業市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色 (N)	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—

※外壁各面の 4 / 5 は、基調色の基準に適合した色彩とする。

2) 工作物

※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	色相	明度	彩度
山と谷筋	全て	7.5 以下	4.0 以下
田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地	全て	—	4.0 以下

③適用除外

環境色彩基準は、以下の行為については適用除外とします。

- ・計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ・自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合。
- ・橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ・工作物について他の法令等で色彩が定められているもの。
- ・地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺の環境と調和がとれたデザインと認められたもの。

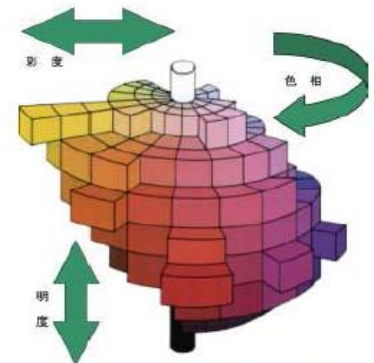
◆マンセル表色系とは

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、豊前市景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせて表します。

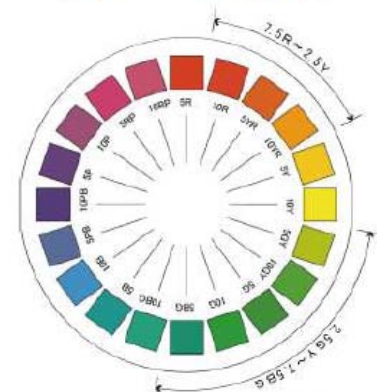
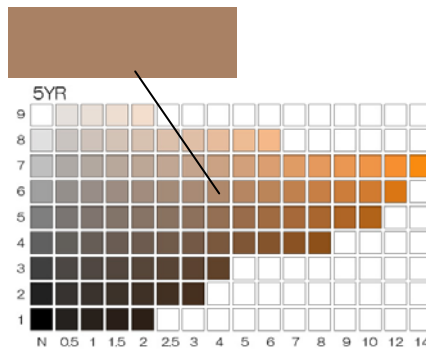
- 色相は、いろあいを表します。10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5R や5Y などのように表記します。
- 明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。
- 彩度は、鮮やかさの度合いを数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。
- マンセル値
色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。



(参考1) マンセル色立体

5YR 6 / 4

5ワイアール 6 の 4
(色相) (明度) (彩度)



(参考2) マンセル色相環

4. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条 第2項 第4号関連)

豊前市には、地域の景観を特徴づける多様な景観資源が分布しており、地域の人々によって大切に保全されています。

そこで、これらの景観を物語る上で重要な景観資源として適切に保全し、後世に引き継いでいくため、以下の方針に基づき、景観法に基づく景観重要建造物または景観重要樹木の指定を行います。

①指定の方針

豊前市の歴史、文化、自然等から見て、地域固有の歴史を物語る建造物や樹木、伝統的構法を今に伝える建造物、祭礼行事や伝統文化等の舞台として地域の歴史や文化を今に伝え人々に親しまれている建造物・樹木などが数多く存在しています。

このような、地域の個性ある景観を守っていく上で、重要な建造物や樹木について、以下の①～③のいずれかに該当するものを、景観重要建造物または景観重要樹木として指定します。

- ①地域の歴史、文化、自然等とともにある景観を特徴づけているもの。
- ②地域の歴史や生活文化を今に伝える景観上の価値を有するもの。
(登録文化財、市指定文化財を含む)
- ③地域住民が大切に保全に取り組み、活用されているもの。

②求菩提景観形成重点地区における指定の方針

求菩提景観形成重点地区においては、以下に示す項目のいずれかに該当し、地域の良好な景観の形成に重要な役割を持っており、さらに道路等の公共の場所から望見される建造物・樹木をそれぞれ指定します。

景観重要建造物の指定の方針	<ul style="list-style-type: none">・ 伝承や伝聞の対象となっているなど、求菩提地区の文化的景観にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれているもの・ 形態意匠が優れており、地域の景観上のシンボルとなっているもの・ 地域の良好な景観形成の規範となっているもの
景観重要樹木の指定の方針	<ul style="list-style-type: none">・ 伝承や伝聞の対象となっているなど、求菩提地区の文化的景観にまつわる樹木で、古くから地域住民に親しまれているもの・ 樹形や高さ等が特徴的であって、地域の景観上のシンボルとなっているもの・ 地域の良好な景観形成を進める上で保全が求められるもの

5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条 第2項 第5号イ関連)

(1) 考え方

屋外広告物は、場所やサービスなどの様々な情報を提供したり、企業や商品の広告媒体として消費行動を促進したりするなどの社会的経済的役割を担っているだけでなく、まちの活気や賑わいの創出にも大きく役立っています。同時に、屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える重要な要素の一つでもあります。

市街地や幹線道路及び沿線、観光地等の人通りが多いところでは、特に多くの屋外広告物を目にしますが、近年、過剰な大きさや派手な色彩の屋外広告物が周辺の街並みや景観に馴染まない状況が生じてきています。また、交通量の多い幹線道路沿いには、大型店舗や娯楽施設が立地し、それらによって創り出される景観は、全国どこに行っても同じような街並みとなりつつあります。このような状況が続くと、屋外広告物が無秩序に氾濫し、自然の風景や都市の景観が損なわれ、地域の特色の喪失につながるおそれがあります。

一方で、建築物との調和や街並みとしての統一感に配慮した優れたデザインの屋外広告物についても増えつつあり、こうした取り組みを広げていくことが良好な景観形成には不可欠です。

そこで、景観形成の目標および基本方針に基づき、豊前市の個性や魅力の保全・創出を図るため、建築物や工作物とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物についても、福岡県屋外広告物条例に定められた表示及び設置に関する事項に基づき、良好な景観形成への誘導を行います。

(2) 屋外広告物の表示等に関する基本方針

地域の内外をアクセスする主要な道路や河川沿いなどを移動すると、山並みや田園、市街地の連続した景観をはじめ、歴史や文化に彩られた景観が数多く点在しています。

これらは、地域住民にとって身近で大切な風景であるとともに、訪れる人々にとっても豊前市のイメージを与える重要な要素となっています。

これらの景観を阻害しないため、景観計画区域全域を対象に、屋外広告物を掲出する物件の設置及び表示に関する行為についての基本方針は、以下のとおりとします。

- ①主要な道路及び河川沿いから見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。
- ②歴史的まちなみや建造物、樹木などの重要な景観資源の周辺では、その景観資源が醸し出す趣を損ねないよう表示または設置位置に配慮する。
- ③非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配慮する。
- ④山間部や谷あいでは、人工物が目立ちやすく自然景観を損ねるおそれが大きいため、広告物は最小限の大きさに留め、落ち着いた色彩となるよう配慮する。屋外広告物の夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。
- ⑤市街地や街なかでは、賑わいや潤いの創出とともに、まちなみや背景との調和を図り、屋外広告物が過大・過剰とならないようにする。

(3) 景観誘導方針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示または設置に関する景観誘導方針を次のとおり定めます。許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例によるものとします。

- ①屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の面積、高さは必要最小限とする。
- ②屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ③主要な交差点などに案内表示を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ④動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- ⑤反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては、表示または設置しないよう努める。
- ⑥屋上広告物はスカイラインを乱さないよう表示する、または設置しないよう努める。
- ⑦野立て看板が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにする。
- ⑧市街地の景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。

6. 景観計画区域内の景観重要公共施設の整備等に関する事項

(景観法第8条 第2項 第5号ロ及びハ関連)

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川等の公共施設は、豊前市の内外を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して与える影響も大きい施設です。公共施設の整備において、景観計画の方向性と整合の取れた良好な景観を形成するため、市内にある景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけ、周辺の土地利用や景観との調和を図り、施設周辺を含めた良好な景観づくりを促進します。

景観重要公共施設の対象となる公共施設としては、地域の景観の軸となっている幹線道路や河川、港湾、都市公園などが考えられることから、対象となる公共施設の整備・管理主体及び各地域の意見を踏まえながら指定を検討します。(求菩提景観形成重点地区については指定済み。)

①指定方針

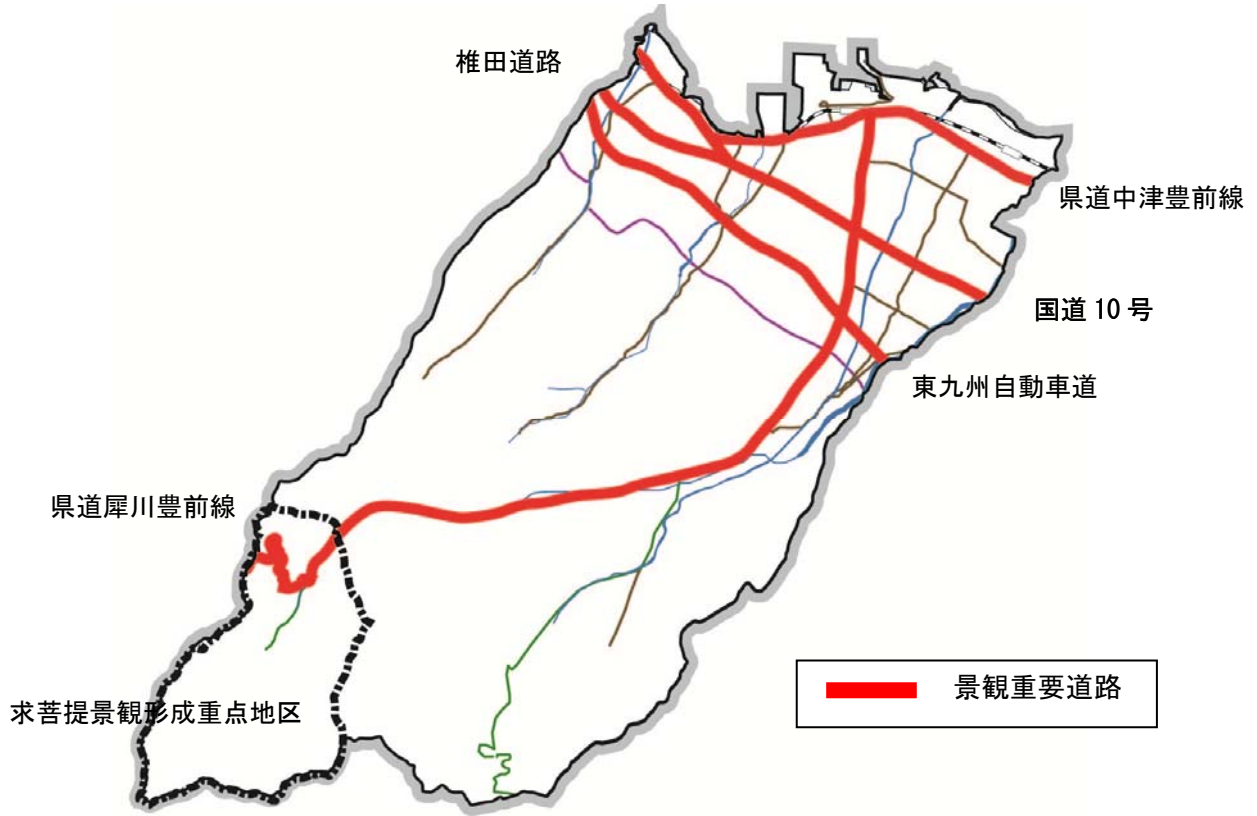
- 1) 豊前市の景観の骨格を形成する軸等の一部を構成するなど、広域的に連なる景観の構成要素となっている公共施設
- 2) 豊前市の良好な自然環境や生活文化を伝える景観との調和が求められる公共施設
- 3) 良好な景観を再生・創出するなど地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

②対象となる施設

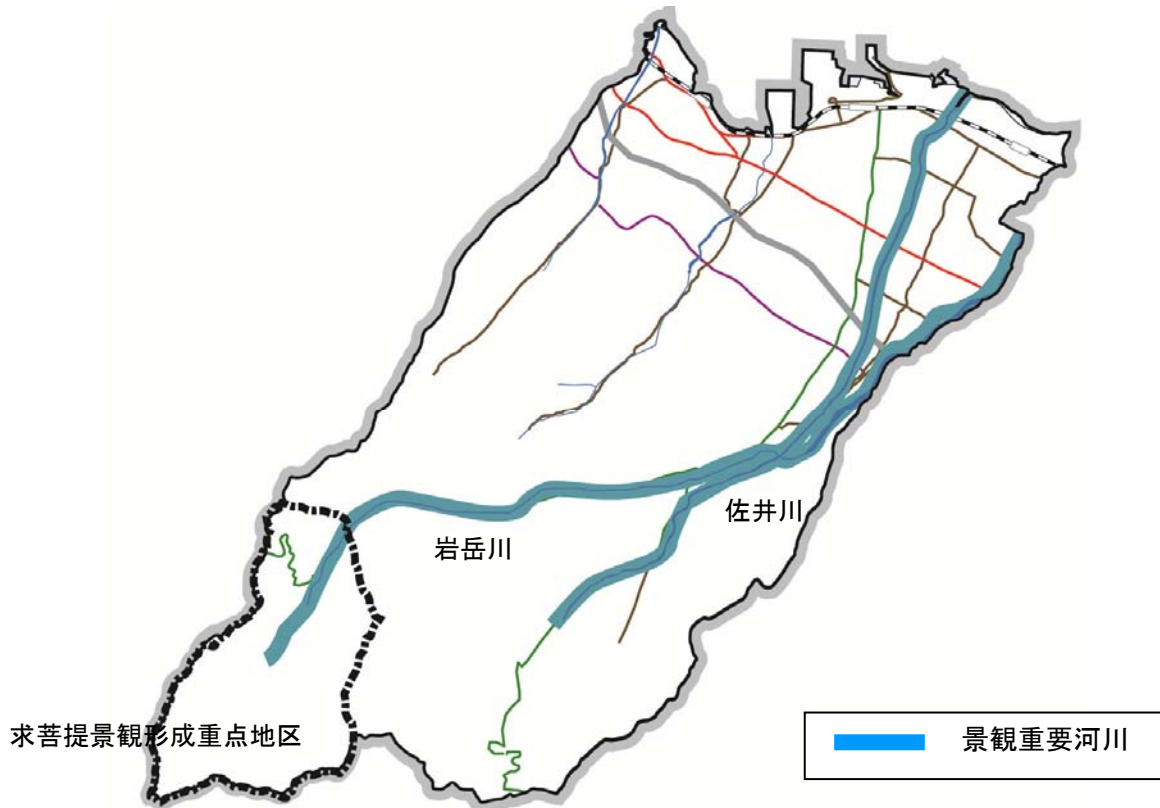
対象となる景観重要公共施設は、以下のとおりとします。

分類	種別・水系名	路線・施設名	管理者
道路	高速自動車国道	東九州自動車道路	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、西日本高速道路(株)
	一般国道自動車専用道路	椎田道路	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、西日本高速道路(株)
	一般国道	国道10号	国
	主要地方道	犀川豊前線	福岡県
	一般県道	中津豊前線	福岡県
河川	二級河川	岩岳川	福岡県
	二級河川	佐井川	福岡県

■景観重要公共施設の位置（景観重要道路）



■景観重要公共施設の位置（景観重要河川）



(2) 景観重要公共施設の整備方針

①景観重要道路

豊前市の内外や市内をつなぐ主要な幹線道路から見る景観は、多くの人々の目に触れるものであり、山並み、田園、市街地など人々のいとなみによってつくられていった風景の移り変わりを連続して捉えることができます。また、特徴的な谷筋をつくり出している河川沿いの道路から見る景観は、通行する人々に地域その場所の個性や魅力を感じさせるものとなっています。

このような道路景観が沿道地域と一体となって魅力ある良好なものとなるよう、施設整備を適切に行っていく必要があります。

そのため、市内の主要な道路においては、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図っていきます。

【整備方針】

連続した道路景観において、地形や豊かな自然とのつながりを感じる景観を形成するため、以下の事項に配慮します。

- 景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感のない仕様となるように努めます。
- 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い、連続して変化する景観（シークエンス景観）の形成に配慮します。

②景観重要河川

山並みと豊前海をつなぐ河川は、豊かな自然環境そのままに清らかな流れをたたえ、地域の骨格的な景観を形成している河川です。そのため、『河川整備基本方針』と『河川整備計画』及び、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

【整備方針】

周囲の自然環境や河川の利用状況等と調和を図りながら、豊かな自然環境の保全とともに地域の人々に親しまれてきた良好な河川景観を形成するため、河川整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- 地域のなりわい景観を創り出してきた井堰等の構造物、樹木等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努めます。
- 地域に親しまれているホタルなどの貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に努めます。
- 周辺の自然環境との調和に配慮した素材、意匠、形態となるように努めます。
- 多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り親水性の高い空間整備に努めます。

(3) 災害復旧に備える対応

大規模な災害後の復旧工事によって、河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、緊急時あるいは応急復旧を除き、従前の景観情報を参考としながら、景観に配慮した対応が必要です。そのため、日頃から住民及び地域団体や関係機関が、景観に関する情報を共有し、復旧時にも対応できる連絡体制を整え、良好な景観形成を進めていきます。

(4) 求菩提景観形成重点地区における景観重要公共施設の整備に関する事項

求菩提景観形成重点地区については、市全域における景観重要公共施設とは別に、当該地区における景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項を定めます。

①景観重要公共施設の一覧

求菩提景観形成重点地区における景観重要公共施設は、下表の施設を指定します。

種類	番号	景観重要公共施設	特記すべき範囲	管理者
河川	1	岩岳川	鳥井畑より上流	福岡県
道路	1	主要地方道犀川豊前線	鳥井畑より上流	福岡県
		市道	鳥井畑より上流	豊前市
砂防		砂防設備	鳥井畑より上流	福岡県

②景観重要公共施設の一覧

求菩提景観形成重点地区内の景観重要公共施設の整備においては、次に示す事項に基づいて計画設計施工を行うこととします。

景観重要公共施設の整備に関する基本事項

景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 求菩提の文化的景観にふさわしい公共施設とするためには、出来る限り周囲の景観に対する配慮をしていくことが大切となる。しかし、景観への配慮の見返りに、施設として必要な機能が満たされない状況や、施工性や経済性が大きく損なわれるような状況、環境への負荷が不当にかかる状況などは望ましくない。よって、施設の計画設計の際には、景観だけでなく機能・施工性・環境及び経済性について総合的に検討することが必要である。 また、景観重要公共施設を整備する主体が複数存在するため、ある程度の全体デザインコントロールを行うことが大切となる。ゆえに、デザイン検討の際には、豊前市担当主幹課と協議することを原則とする。
景観重要公共施設の整備に関する基本的な手続き	<ul style="list-style-type: none"> 求菩提の文化的景観にふさわしいものとするため、施設の計画設計の際には機能・施工性・環境・景観及び経済性について総合的に検討する。 デザイン検討の際は、豊前市担当主幹課と協議することを原則とする。ただし、以下の1から3の行為はその限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 附属物の更新・復旧で、従前とデザインが変わらないもの 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
景観重要公共施設の整備に関する基本的な配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●求菩提の文化的景観との調和を図る 求菩提の文化的景観は、周辺の自然景観、歴史的景観、農村景観との調和に配慮する。 そのために、基本的には主張を抑え煩雑にならないようなデザインとすることに留意する。

河川整備基本事項

考え方	河川は、求菩提の文化的景観における代表的な自然景観を有する公共施設であるため、極力自然の状態を保つとともに、人工的な要素を目立たせない工夫が必要である。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●求菩提の文化的景観を構成する自然景観を保全する <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の多様性に配慮した河川環境の保全に努める。 ・河畔の緑化を図る場合は、在来種の樹木を使用することを基本とする。 ●周辺の自然景観と調和するデザインとする <ul style="list-style-type: none"> ・護岸や高水敷などは自然景観との調和に配慮することを基本とする。また、主張を抑え煩雑にならないように留意したデザインとする。 ・河川管理施設は主張を抑えたデザインとし、周辺景観が主役となるように配慮する。また、附属物も同様に極力煩雑にならないように計画し、位置、デザインに留意する。 ・人工物は、自然景観と調和するような素材の使用を検討する。 ●地域に開かれた河川景観とする <ul style="list-style-type: none"> ・訪れた人が水辺の景観を身近に感じられるよう、河川周辺の空間に対して開いた水辺景観の形成に留意することを基本とする。

道路整備基本事項

考え方	道路空間は、通行者が周辺の景観を楽しめるように配慮することが求められる。そのための基本的な配慮として、道路附属物は安全性や機能性を確保しつつ、周辺の景観を阻害しないようなデザインを目指すべきである。また道路は、自身が風景の一部を担っていることにも留意すべきである。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に配慮したデザインとする <ul style="list-style-type: none"> ・全体として主張を抑えたデザインとし、周辺の歴史的景観や農村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮する。 ●橋梁・トンネル・ボックスカルバート等、構造物は主張を抑えたデザインとするよう努める <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観が主役となるような位置、構造を計画する。 ・構造物の形状は、主張を抑えたデザインとし、周辺景観が主役となるように配慮する。 ●道路附属物（照明灯・防護柵等）は周辺景観に溶け込むデザインとする <ul style="list-style-type: none"> ・標識、照明灯、防護柵、デリニエーター等の附属物の色彩はダークグレー（10 Y R 3 / O.2 程度）を基本とする。また、周辺景観と調和するような素材の使用を検討する。 ・防護柵は、機能上支障のない限り透過性の高いものを採用することを基本とする。 ・橋梁の場合、桁、柱等に対する照明灯、防護柵等の間隔を工夫し、煩雑な印象を抑えるようにする。また、検査昇降路、排水管などは、周辺景観に配慮し、極力目立たないような位置、デザインとする。周辺景観と調和するような素材の使用を検討する。

砂防整備基本事項

考え方	基本的な配慮として、周辺の景観を阻害しないようなデザインを目指すべきである。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に配慮したデザインとする <ul style="list-style-type: none"> ・全体として主張を抑えたデザインとし、周辺の歴史的景観や農村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮する。 ・周辺景観と調和するような素材の使用を検討する。

(5) 良好な景観形成に必要な許可等の基準

① 景観重要公共施設の占用等の許可基準（求菩提景観形成重点地区内の施設を除く。）

景観重要公共施設において、電柱や空中線、広告塔など工作物の道路占用の許可をする場合には、許可をする公共施設の管理者は次の事項に配慮することとします。

- 工作物等を設置する場合は、景観形成を図る区域における良好な景観の形成の方針に沿って設置する。
- 工作物等の意匠は、周辺と調和のとれた落ち着いたものとし、眺望を阻害する位置を避けて配置する。

② 求菩提景観形成重点地区における景観重要公共施設の占用等の許可基準

次に示す基準に基づいて景観重要公共施設の占用等の許可を行うこととします。

また、景観重要公共施設以外の公共施設の占用等の行為については、求菩提景観形成重点地区の景観形成基準に則り、必要に応じて届出を行うこととします。

求菩提景観形成重点地区における景観重要公共施設の占用等の許可基準

- 求菩提の文化的景観にふさわしいもので、周囲の景観に対して配慮したもの

「占用等の許可」とは、道路法第 32 条第 1 項または第 3 項の許可、ないし、河川法第 24 条、第 25 条、第 26 条第 1 項または第 27 条第 1 項（これらの規定を同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む）の許可のことをいう。

7. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条 第2項 第5号ニ関連)

(1) 基本的事項

豊前市には、山間部や丘陵部に棚田や果樹園が、平野部や谷筋の開けた場所にはまとまりのある水田が見られ、農業を基盤とする営みにより育まれた良好な景観が形成されています。

そうした農業を基盤とする景観の保全・創出は、地域の特性に即した農業の振興施策及び農村景観を活かした観光・交流など地域活性化策とともに取り組む必要があります。

また山間部等での高齢化、過疎化、及び後継者不足、市街地周辺や郊外部における混住化、土地利用の混在化といった地域社会の変化とともに、営農環境は厳しい状況下に置かれています。

そのため、なりわいとともにある良好な景観を保全・形成していく上では、建築物等の外観だけではなく、なりわい環境の維持や集落の活力維持などの課題に取り組んでいくことが求められています。

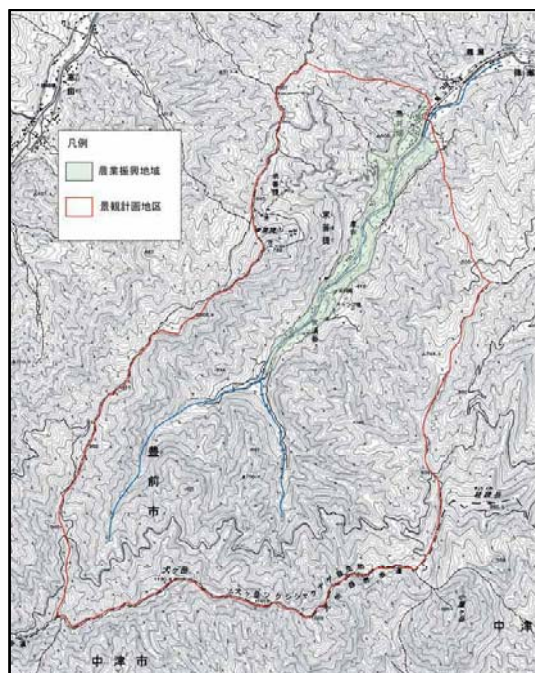
このようなことを踏まえ、求菩提景観形成重点地区の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」を以下のように定めます。

①保全・創出すべき地域の景観の特色

- ・求菩提景観形成重点地区に展開する景観は、求菩提山及び犬ヶ岳のふもとの谷あい広がる棚田や雑木林、集落等の連続した景観であり、これらの景観を構成する要素は互いに関連性を持った一体的な景観である。
- ・また本地区の景観は、求菩提山の独特の姿や修験道場としての歴史、古くからの知恵と工夫が積み重ねられてきた技術、自然と呼応して形成されてきた「なりわい」としての景観である。

②保全・創出すべき地域の範囲

- ・地区内を南北に流れる岩岳川兩岸一帯は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている。
- ・地区内に位置するこれらの農業振興地域は、地区の景観の根幹となる石垣の棚田も含み、地区の景観を語る上で極めて重要な区域である。
- ・一方、現在のところ耕作が放棄されているところもあり、地区の景観を良好に保全していくためにも、適切に維持管理すべき区域である。
- ・従って、景観農業振興地域整備計画の「保全・創出すべき地域の範囲」は、求菩提景観形成重点地区内の農業振興地域を対象とする。



■景観形成重点地区内の農業振興地域

③魅力ある景観を保全・創出するための方針

<営農活動の維持・推進を基本とした棚田景観の保全>

- ・稲作を中心とした営農活動の維持及び農用地の維持確保に努める。
- ・また、今後の営農の状況により、現在、耕作放棄地となっているところについても、営農の再開を検討する。

<昔ながらの構造・素材に配慮した石垣の維持管理>

- ・棚田の石垣補修にあたっては、昔ながらの構造に十分に配慮する。また使用する素材等についても、景観の維持保全を念頭に十分な配慮を行う。
- ・除草など日常的な維持管理に努める。

<棚田景観との調和に配慮した各種施設の整備・維持>

- ・地域の特徴となるツチ小屋など農作業を行う上で利用されてきた各種必要施設についての補修についても、構造や使用素材など景観との調和に十分に配慮する。

<継続的な維持管理のための仕組みや手法の継承>

- ・伝統的な石積みの手法、草刈り等の日常的な維持管理手法、また維持管理を継続的に実施する仕組みを継承する。

(2) 求菩提景観形成重点地区における計画の策定

「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」を踏まえ、求菩提景観形成重点地区において、景観との調和のとれた良好な営農条件を確保するために、平成22年10月27日に「豊前市景観農業振興地域整備計画」を策定しました。

以下に、その概要を示します。

第1 景観農業振興地域整備計画の区域

- ・本計画の区域は、市域の南東部に位置する求菩提及び鳥井畑の農業振興地域とし、対象区域名を求菩提地区とする。

第2 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

(1) 景観特性

- 1) 求菩提山と農村集落 ①棚田の土地利用・水利・石垣、②石垣、③ツチ小屋

(2) 目指す農村景観像

- ・求菩提地区は、石垣の棚田、水路、集落、背後にそびえる求菩提山をはじめ山々による連続した景観によって構成され、四季を通して様々な景観を醸し出しており、本計画においてはこの景観を保全することを目的とする。
- ・本計画が目指すものは、地域での豊かな暮らしであり、それを子や孫へ継承することである。

(3) 景観と調和のとれた営農方針

1) 棚田での稲作の持続

- ・古くから水田として稲を育ててきており、今後も稲作を行うことで本地域の景観を保つ。

2) 石垣の棚田の保全、水路の維持管理

- ・本区域の景観を最も特徴づける棚田の石垣や水路を保全することによって地区の景観を守る。

- 3) 様々な方策による耕作放棄地発生防止
 - ・営農組織等に委託するなど担い手となる各種の生産者による耕作の継続、都市住民との交流による体験農業等新たな土地利用、様々な作物の栽培検討。
- 4) 景観と調和のとれた農業用施設
 - ・地区の景観を特徴づける「ツチ小屋」の保全。新たに設置する場合も形態を踏襲する。
- 5) 地域独自の風景を活かした農産物のブランド化
 - ・付加価値のある農業を進めることで収益性を高め、持続的な営農を推進することを目指す。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

- (1) 景観に配慮した農業生産基盤の整備開発方針
 - 1) 水田区画
 - ・水田を区画する石垣については現状保存を基本とする。
 - 2) 水路
 - ・不耕作の水田で十分に機能していない水路について景観に配慮した工法で必要な水量を確保。
 - 3) 耕作道・農道
 - ・整備幅が必要な農道は現在の畦畔の線形を基にし、法面が生じる場所は石積み等とする。
 - 4) 鳥獣害対策
 - ・耐久性のある景観的に良い柵の設置を検討し、効率的な鳥獣害対策を行う。

第4 農用地等の保全に関する事項

- (1) 農用地等保全の方針
 - 1) 集団営農の組織化
 - ・昔ながらの農村で見られた協働の再生を目指し、集団営農の組織化を行う。
 - 2) 耕作放棄地の発生防止
 - ・農業生産基盤の改良による利便性の向上、景観作物栽培の促進、畦畔や石垣等の草刈り。
 - 3) 都市住民との交流による農地の活用
 - ・担い手としてのNPO法人の参画など、多様な主体の参加と連続による取組みを行う。
 - 4) 稲作の継続
 - ・棚田での稲作を継続する。また、稲作の収益性を高め、生産性の向上や収益性の向上を図る。
 - 5) 稲作に代わる農産物の栽培
 - ・やむを得ず、稲作の栽培が困難な場所については、その他の作物を栽培し、耕作放棄地化を避ける。

第5 農業近代化のための施設の整備に関する事項

- (1) 景観に配慮した農業近代化施設の更新及び整備方針
 - ・営農組織を立ち上げ、農業生産の効率化を図る。省力化やコスト軽減のための農業機械の共同利用など、有効活用を図る。また、農地の流動化、農作業の受委託等により生産規模の拡大を図り、生産の組織化、作業の効率化とコスト軽減を促進する。
 - ・地元農産物のブランド化や加工施設等の設置も検討する。施設整備には景観形成基準を準用する。